

「デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会 報告書（案）」に対する意見募集の結果及び意見に対する考え方

意見募集期間：令和6年7月3日（水）～同年8月1日（木）

意見提出数：計66件（法人等56件、個人10件）

資料 10-1

No.	意見提出者	ページ数	提出された意見	意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
総論					
1	住友商事（株）、（一社）テレコムサービス協会、（株）Sharing Design、東急（株）	-	WXを通じて目指すべき未来像などの報告書の内容に賛同致します。	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。	無
第1章 社会の変化と電波利用の拡大					
1-2. 電波利用の動向					
1-2-1. 電波利用の現状					
2	（一社）日本民間放送連盟、東海テレビ放送（株）	P18 12行目	・基幹放送は国民の知る権利に応え、非常災害時には国民の生命・財産を守るとい う、情報のライフラインの役割を果たしています。 ・それぞれの地域に根ざし、日々の暮らしに欠かせない情報を取材して、多様で豊かな 放送番組をあまねく届けるという使命を果たすため、民放事業者は今後も、割り当て られた電波を有効に利用してまいります。	ご指摘のとおり放送はライフラインと しての役割を果たしているものと考え ます。	無
3	（株）TBS テレ ビ	-	民間放送事業を取り巻く経営環境が厳しさを増している中で、基幹放送事業は、 国民の知る権利に応え災害など非常時に報道を継続することによって情報のライフライン という役割を果たす公共性の高いものです。電波政策の策定や周波数の再編・運用 にあたっては、国民の生活に与える影響が大きい放送事業の公共的な役割と持続 性を、重要視するべきだと考えます。	ご指摘のとおり放送はライフラインと しての役割を果たしているものと考え ます。いただいたご意見は、総務省に おいて今後の参考とされるべきと考え ます。	無
4	（株）NTT ドコ モ	P18～ 19	電波の利用状況調査は、有限希少な電波資源の有効利用を促進する観点で重 要と考えます。一方で、有効利用評価に係わらない調査項目も多く含まれており、調 査集計稼働が毎年増加していることから、有効利用評価方針に準じた調査の簡素 化を希望します。	いただいたご意見は、総務省にお いて今後の参考とされるべきと考えま す。	無
1-2-2. 無線技術の多様化					
5	（株）JTOWER	P20 7行目	地理的に条件不利な地域への基地局整備については、携帯電話事業者において 不採算な事業となるため、国によって整備費用の一部が補助される制度（インフラシ ェアリングの場合は、補助率の上乗せあり）がある中でも、当該地域の自治体が整備 を要望する場所においてさえ、なかなか整備が進んでいない状況と聞いています。 この整備が進まない状況の原因の一つに、条件不利地域の整備も一定程度進ん	いただいたご意見は、総務省にお ける今後の参考とされるべきと考えま す。	無

			だ中、整備費用の上昇や整備後の運用コスト（ランニングコスト）が大きな負担となることが挙げられます。そのために、エリア整備事業については、インフラシェアリングの場合における補助率の上乗せ（現在の2/3から4/5等とする）や、整備後の運用コストについても補助金で支援をする仕組みの検討が必要な時期に来ているものと考えます。		
6	スカパーJSAT（株）	P22 22行目	それぞれの宇宙インフラやノードの特徴を活かした NTN 網を作りあげていくことに賛同します。当社グループとしても積極的に貢献を果たしていく考えです。「Beyond 5G/6G 時代における G7 将来ネットワークビジョン」の通り、コスト効率と信頼性の両立を目指していくべきですが、欧米企業により提供されるサービスに過度に依存しすぎることなく、各サービスの特徴をよく理解したうえで、日本の周波数利用の維持拡大を追求しながら、（ハードウェアの製造・開発の観点だけでなく、運用を含むサービスという目線においても）経済安全保障（自立/自律性）の確保を図っていくことが重要であると考えます。	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。後段のご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。	無
1-2-3. 無線活用分野の広がり					
7	シャープ（株）	P25 3行目	人口がピークアウトした日本において、GDP（少なくとも1人当たりのGDP）を他国に勝る成長率で伸ばすためには、「ロボット」（カメラ画像計測のような目の機能の代替等も広義のロボットと定義すべき）と「AI」と「無線通信」が三位一体となり、電波資源及びデータ伝送・処理に関わるエネルギー資源の双方を有効利用しながら、新たな価値を創出していく世界を実現するための研究開発を推進していくことが非常に重要です。 これにより、我が国が抱える課題を世界に先んじて解決することで、日本が世界をリードできるものと考えます。	いただいたご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。	無
8	シャープ（株）	P25 8行目 及び 19行目	労働人口が減少し、働き方改革が進む中で、社会経済活動の担い手不足が深刻化しており、生成AIを搭載したロボットや機器も含め、ワイヤレスネットワーク等の情報通信ネットワークで繋ぎ、人間とロボット、ロボットとロボットの協働を図り、社会経済活動を支えていくことが喫緊の課題となっています。 報告書案に記載いただいているように、無線通信とAIは相互に作用しながらサービスの質を高めていくためには、このような超多数のロボットの最適制御、サイバーフィジカル融合によるデジタルツインコンピューティングが重要であり、B5G（ローカル B5G）、次世代無線 LAN、オール光ネットワーク、NTN 等から複層的に構成される、次世代のヘテロジニアスなネットワークの実現に向けた取組を強化する必要があると考えます。	いただいたご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。	無
9	シャープ（株）	P25 14行目	AI とワイヤレスネットワークが融合し、ヒューマン・ファースト・イノベーションで人を幸せにするワイヤレス社会を創造することの重要性に賛同いたします。 弊社においては、CE(Communication Edge)-LLM 構想をいち早く提唱し、エッジAI がクラウドAI と連携し、「人に寄り添うAI」を実現する分散AI プラットフォームの実現を目指しており、ワイヤレスネットワークとの融合は不可欠なものです。さらに、エッジAI とクラウドAI で役割分担することで、個人が安心して情報活用できることもヒューマン・ファースト・イノベーションの実現に不可欠ではないかと考えます	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。後段のご意見は、参考意見として承ります。	無

			<p>また、生成 AI が社会で重要な役割を果たすようになってくると、モノやヒトを取り巻く環境を正確に把握し、高精度なデジタルツインを実現するために、柔軟かつ高信頼なセンサーが不可欠になってきます。このような画像センサー等の IoT センサーの高度化も、AI、ロボットを正常、有効に機能させ、ヒューマン・ファースト・イノベーションを実現するために欠くことのできないものと考えます。</p> <p>弊社は、Beyond5G 基金の御支援をいただき、カスタマイズ可能な柔軟な SDR アーキテクチャに基づくセキュアな通信用 SoC を開発しており、その普及に向けて取り組んでいます。</p> <p>このような CE-LLM 等のエッジ AI とクラウド AI により、ユーザーズに応じた適切な負荷分散を図り、SDR 対応の通信用 SoC による外部環境等を柔軟かつ高信頼に把握することで、生成 AI により爆発的に増加するネットワーク負荷を軽減し、電波の有効利用を図りながら、データセンターにおける消費電力も低減することが重要です。このような総合的な取組みにより、グリーンなコミュニケーションの実現を目指していくことが適当と考えます。</p>		
10	シャープ（株）	P26 1 行目	<p>データやロボットが AI と融合していく世界では、人間とロボット、ロボットとロボットの協働が自然になり、運用されるロボットの数が爆発的に増加することが想定されます。超多数の AI・ロボットを制御する上で、どのような環境でも全ての AI・ロボットへの接続性を担保する超低遅延・超多数・超高信頼、そして災害等の不慮の事態でも社会経済活動を止めないように接続性を死守する超強靱なワイヤレスネットワークを実現する必要があります。B5G（ローカル B5G）、次世代無線 LAN、オール光ネットワーク、NTN 等から複層的に構成される、次世代のヘテロジニアスなネットワークの実現に向けた取組を強化する必要があると考えます。</p> <p>また、超多数のロボットの最適制御には AI のフル活用が必要であり、こうした超強靱なネットワークを通じて、大量のデータによる学習、必要な都度、再学習を繰り返すことが必要になります。あらゆる条件・状況を想定した検証環境を現実空間で準備することは困難です。超強靱なネットワークのもと、現実空間を再現し、かつ現実空間からのフィードバックによってリアルタイムに更新可能な仮想空間において、通信ネットワーク・超多数ロボットのシミュレーション・運用設計や AI 学習を行なうデジタルツインの検証環境を構築することが重要です。</p> <p>このような取組みにより、社会ニーズに柔軟に対応し、現実空間への迅速な実装、環境変化にも適切に対応可能なヒューマン・ファースト・イノベーションを実現できると考えます。</p>	<p>いただいたご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。</p>	無
第 2 章 ワイヤレス新時代の実現と目標設定					
2-1. ワイヤレス新時代（ワイヤレスサービスが拓く未来）					
2-2. デジタルビジネス拡大に向けた目標設定					
2-2-1. 5G 整備目標					
11	KDDI（株）	P43 1 行目	<p>報告書に記載いただいております、「ワイヤレスサービスの拡大により B2B や B2B2C などを通じて産業構造を変化させつつ、生活やビジネスを創造性と多様性に満ちたものに変革する「ワイヤレストランスフォーメーション」(WX) を起こすことで、社会課題を</p>	<p>いただいたご意見は、賛同意見として承ります。</p>	無

			<p>解決する新たな未来の実現が可能になる」という考え方に賛同致します。</p> <p>当社は、「ありたい未来社会」を実現するため、2022年5月に「KDDI VISION 2030」として『つなぐチカラ』を進化させ、誰もが思いを実現できる社会をつくる。」を掲げ、5Gを中核に据えた事業を推進しております。</p> <p>特に5Gは、導入期の初期展開を終え、2024年度以降は5Gの普及期として、高速・安定した通信速度を提供するため、サブ6エリアの拡大をしております。また、日本の国土面積カバーの拡大と、緊急時等の通信手段確保に資する衛星ダイレクト通信の早期実用化や、ドローンビジネスの普及・拡大による社会課題の解決、様々なニーズに応じた多種多様なIoT端末の導入と更なる利用拡大など、当社もワイヤレスサービスの拡大により、社会課題を解決する新たな未来の実現に貢献して参りたいと考えます。</p>		
12	KDDI (株)	P47 11行目	<p>当社は都市部における衛星地球局との干渉条件緩和によりサブ6のエリア拡大を推進することで5Gによる高速かつ安定した通信環境を提供するとともに、ミリ波のさらなる有効活用に向け、技術開発・実証を推進するとともに、様々な業種との連携によるSAのユースケース創出に引き続き取り組んで参ります。</p> <p>なお、ミリ波普及促進のためには、上記ユースケースの創出に加え、ミリ波の有効利用及び効率的なエリア展開に資する機能の研究開発や、エリア整備自体を推進するための費用について、国による力強い支援が重要であると考えます。</p> <p>また、5Gの整備状況の公表については、ご利用されるお客さまにとってわかりやすく誤解を招かないような形で検討されるべきとの考え方に賛同するとともに、具体的な公表方法については携帯電話事業者の意見が十分に勘案されることを希望します。</p>	<p>いただいたご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。</p>	無
13	クアルコムジャパン 合同会社	P47 11行目	<p>・国が新しいインフラ整備目標を設定して旗を振るとの趣旨に賛同いたします。</p> <p>・一方、新たな目標値は、5Gインフラ整備が更に充実するように設定いただくことが望ましいと考えます。高トラフィックエリアの80%（13,250メッシュのうち10,600に相当）をカバーするという目標設定に関し、一部の報道（注）に基づけば、2023年度において既に各通信事業者は1万強～5万弱のサブ6基地局整備を行っており、区画に1局以上設置した場合等に当該区画はカバーされたと判断する方法をとる場合には、現時点からどの程度状況が進展するのかがわかりにくくなっています。</p> <p>注：[DATAで見るケータイ業界]キャリア各社による5G展開の行方 (https://k-tai.watch.impress.co.jp/docs/column/mca/1592445.html)</p> <p>・また、高トラフィックエリアの定義として人口集中地区を用いることについても、5Gのユースケースが従来以上に拡張されていることから、言葉のとおり大きなトラフィックが生じているあるいは生じることが見込まれるエリアを重点的に整備していくという方針が示されることを要望いたします。</p> <p>・以上から、改めて現時点での統計データを基とし、5Gインフラ整備を促進させるという目的に対してより妥当性の高い目標を設定していただくことを要望いたします。</p>	<p>いただいたご意見は、賛同意見として承ります。</p> <p>また、サブ6展開率の目標について、これまでの携帯電話事業者各社の整備状況等を踏まえて設定したものであり、その整備の進捗状況については、毎年度、総務省において公表することが適当としています。いただいたご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。</p>	無
14	クアルコムジャパン 合同会社	P47 15行目	<p>・国が新しいインフラ整備目標を設定して旗を振るとの趣旨に賛同いたします。</p> <p>・一方、新たな目標値は、5Gインフラ整備が更に充実するように設定いただくことが望ましいと考えます。この観点から、「ミリ波基地局を2027年度までに5万局（4者合計）整備」という目標値は、「2022年度末の実績値（2.3万局）」という1</p>	<p>ミリ波の基地局数の整備目標は、直近の電波の利用状況調査の結果である2022年度末の実績値に国内の総トラフィックの伸びを乗じて算出</p>	無

			<p>年以上前のデータを参照して設定されたものであり、一部の報道（注）に基づけば、2023年度において既に4.6万局程度のミリ波基地局が設置されている可能性が考えられる現状における妥当性を再度検証する必要があると考えられます。</p> <p>注：[DATAで見るケータイ業界]キャリア各社による5G展開の行方 https://k-tai.watch.impress.co.jp/docs/column/mca/1592445.html</p> <p>・また、ミリ波基地局の設置場所に関し、規制改革実施計画（閣議決定、令和6年6月21日）において、「ミリ波に関して、特にトラフィックが多いと合理的に見込まれるエリアを中心に」と記載してある一方で、本目標には同様な記述が見当たらず、政府内方針が統一されていないことを懸念いたします。</p> <p>・以上から、改めて現時点での統計データを基とし、5Gインフラ整備を促進させるという目的に対してより妥当性の高い目標を設定していただくことを要望いたします。</p>	<p>したものです。また、ミリ波の基地局の具体的な整備スポット等については、携帯電話事業者から、①ミリ波活用のロードマップ、②具体的な整備スポット、③活用事例等が記載された「ミリ波活用レポート」の提出を受け、総務省においてその概要を公表することが適当としております。いただいたご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。</p>	
15	(株) Sharing Design	P47 15行目	<p>インフラシェアリングも活用しながら、ミリ波基地局、SA対応が可能な基地局の整備を進めていくことに賛同します。</p>	<p>いただいたご意見は、賛同意見として承ります。</p>	無
16	(株) NTT ドコモ	P47 1行目 及び 18行目	<p>利用者の皆様に「5Gならでは」の通信サービスを実感いただけるようにすることは重要と考えます。引き続き、お客様のニーズやトラフィックに基づきながら、新たなビジネス拡大に資する5Gインフラを拡充していく考えです。</p> <p>また、都道府県及び市区町村の本庁舎についても同様に自治体に必要なサービスを考慮しながら5Gインフラを整備していきます。</p>	<p>いただいたご意見は、賛同意見として承ります。</p>	無
17	住友商事(株) (株) Sharing Design、東急(株)	P47	<p>5Gの通信基盤をさらに強化することは我が国の産業の活性化に必要不可欠であり「5G普及のためのインフラ整備推進ワーキンググループ」（以下、インフラ整備WG）において報告書を取りまとめられたことについて、関係者の皆様のご尽力に対して敬意を表すとともに、当該WGにおける議論および関連するヒアリングを通じた総務省のイニシアティブに感謝申し上げます。</p> <p>インフラシェアリングについては、デジタルビジネス拡大に向け重要な手段であり、インフラ整備WG報告書第4章 論点3-3に考え方として「複数の事業者で鉄塔やアンテナ等を共用するインフラシェアリングは、エリア整備を速やかに、かつ、効率的に進めていく上で重要な手段である。」と記載されております。本報告書にも同様の考え方は記載すべきと考えます。</p> <p>また、インフラ整備WG報告書に「国としては、インフラシェアリング市場の活性化のため、携帯電話事業者、インフラシェアリング専門事業者、JMCAなどの関係者からヒアリングを行い、事業環境の実態を明らかにした上で、必要に応じ、公正な事業環境の議論・対応を検討するべきである。」されると記載があります。当該ヒアリングがなされ次第、結果をもとに、事業環境の実態について明らかにしていただくとともに、総務省にてイニシアティブをとって、公正な事業環境の整備を進めていただくことを、強く要望します。</p>	<p>「5G普及のためのインフラ整備推進ワーキンググループ報告書」は、本懇談会の報告書と一体のものとしてとりまとめているところです。いただいたご意見も踏まえ、総務省において、今後、インフラシェアリングの推進に向けて必要な対応が進められるものと考えます。</p>	無
18	(株) JTOWER	P47 3行目	<p>国民生活の中で、移動体通信はあらゆる場面で利用するようになってきており、これを携帯電話サービスによって実現するように社会は変容してきています。携帯電話サービスは、有限希少な国民の財産である電波資源を使用することで事業が行われることから、携帯電話事業者、並びに国が、国民に対して、真に実感出来る5Gサービス環境を整えることについて、社会的責務、責任を果たす必要があるとする趣旨に賛同</p>	<p>いただいたご意見は、賛同意見として承ります。</p>	無

			します。		
19	住友商事 (株)、(株) Sharing Design、東急 (株)	P47 6行目	「5Gならではの」携帯電話サービスを利用者に提供するため、5G整備目標を設定すべきという考えに賛同いたします。 なお、整備目標の設定にあたっては、利用者実感も踏まえ、屋外局からの電波が浸透しづらく、利用者密度が高い屋内空間の整備についても考慮することが有効と考えます。	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。なお、後段のご意見について、屋内においても携帯電話がつながることは重要であると考えます。一方で、屋内対策の目標設定については、カバーすべき施設の選定基準の合理性やカバーの判定方法など、一律の目標を設定することについての課題は多いと考えます。主要な諸外国における屋内対策に関する政府目標の設定の動向等も踏まえながら、必要に応じて適時適切に検討することが適当であり、いただいたご意見は、総務省において今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。	無
20	住友商事(株)	P47 6行目	5Gの普及拡大に向け、5Gにおけるシェアングレピータや反射板の活用による5Gエリア整備などの方策も考えるところ、当該技術については電波法において一定の制限が課されております。技術的な懸念点が払しょくされる前提で、当該技術を柔軟に活用できるよう、制度整備がなされることを期待しております。	5Gにおける小電力レピータについては、電波監理審議会からの答申(7月31日付)及び意見募集の結果を踏まえ、総務省において速やかに制度整備が行われるものと考えます。 反射板の活用に関するご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。	無
21	住友商事 (株)、(株) Sharing Design、東急 (株)	P47 13行目	サブ6周波数帯における、新しい目標設定にあたっては、「サブ6展開率」という指標を設け、人口が多い地域などの高トラフィックエリアを中心にカバーしていくことに賛同します。今後、5Gの普及展開による本格的なデジタルビジネス拡大のためには、5Gが超高速・大容量など本来の実力を発揮できるよう、サブ6で面的にカバーしつつミリ波をスポット的に活用することを基本とし、エリア整備を図っていくことが非常に重要であると考えております。 また、高トラフィックエリアの屋外の目標設定だけでなく、5Gのキラーアプリ創出を先導する場として、例えば滞留人口が多く、ビジネスチャンスが期待される都市部の商業施設やイベント会場など屋内について、一律の目標を設定することについての課題は想定されるものの、実際に5G活用につながるよう、目標設定など政策的な後押しも必要と考えます。	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。 なお、後段のご指摘はNo.19の考え方後段のとおりです。	無
22	住友商事 (株)、(株) Sharing	P47 15行目	ミリ波周波数帯におけるインフラは今後も追加整備が必要になってくると考えられ、インフラシェアリングも活用しつつ、目標を設定していくことに賛同します。	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。	無

	Design、東急 (株)				
23	(株) JTOWER	P47 15行目	<p>「5Gならではの」携帯電話サービスを利用者に提供するための5G整備目標については、本懇談会の下で「5G普及のためのインフラ整備推進ワーキンググループ」において検討され、今後のサブ6・ミリ波帯に対応した基地局の整備に際しては、SA対応が可能な基地局で整備するとされました。</p> <p>しかしながら、今後の5Gの整備に関しては、プラチナバンド等ローバンドやミッドバンドについても、各周波数の物理的特性を生かし、トラフィック需要に即して適切な周波数帯を選択し組み合わせるものと考えられます。このことから、5Gの整備目標に関しては、ローバンドやミッドバンドの基地局整備（設備更改や新設）に関しても、原則SA対応を可能とすることが必要と考えます。</p> <p>なお、本報告書案では、非地上系ネットワーク（NTN）の推進への取組みが提唱されており、効率的なエリア拡張や災害時の有用性の観点から、適切な方針として賛同するところですが、他方、NTNについては、提供主体の問題や通信場所周辺の気象により影響を受ける場合が想定されるなど通信の安定性の面では、懸念が指摘されているところです。そのため、国民の生命や財産を守るためには、人が日常的に活動するエリアについては、地上系ネットワークによる5G等整備が引き続き必要不可欠であると考えます。</p> <p>また、サービス利用者の目線を取り入れた5G整備を推進するにあたり、高トラフィック領域であるビル内、地下街、公共交通機関などといった屋内に対する5G等基地局の整備も喫緊の課題と考えます。この点、前述のワーキンググループ報告書へ複数の意見が提出されており、それらに対し見解が示されています。検討にあたっての課題は理解できるところであるものの、取組みの必要性、重要性を鑑みて、速やかに目標時期を設定するなど行い検討に着手すべきと考えます。</p> <p>参考：「5G普及のためのインフラ整備推進ワーキンググループ 報告書（案）」に対する意見募集の結果及び意見に対する考え方」より抜粋</p> <p>屋内においても携帯電話がつながることは重要であると考えます。一方で、屋内対策の目標設定については、カバーすべき施設の選定基準の合理性やカバーの判定方法など、一律の目標を設定することについての課題は多いと考えます。主要な諸外国における屋内対策に関する政府目標の設定の動向等も踏まえながら、必要に応じて適時適切に検討することが適当であり、頂いた御意見については、総務省において今後の整備目標の見直しの際の参考とすることが適当と考えます</p>	<p>いただいたご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。なお、屋内の基地局整備に関するご意見については、No.19の考え方後段のとおりです。</p>	無
24	住友商事 (株)、(株) Sharing Design)	P47 18行目	<p>市区町村の本庁舎について、2025年度末までの5Gによるカバレッジを目指すべきであるという考えに賛同します。</p> <p>また、本庁舎は災害時の拠点やコミュニティの中心となることから、5Gカバレッジについて、屋外対策に留まらず、5Gの強み（特に高速大容量）をより活かすことのできるSub6帯域による屋内対策を推進し、5Gによる大容量通信を可能にしていくべきと考えます。</p>	<p>いただいたご意見は、賛同意見として承ります。なお、後段のご指摘は、参考意見として承ります。</p>	無
25	東急(株)	P47 18行目	<p>市区町村の本庁舎について、2025年度末までに5Gによるカバレッジを目指す考えについて賛同します。また災害時の拠点やコミュニティの中心となりうる場所として、帰</p>	<p>いただいたご意見は、賛同意見として承ります。なお、後段のご意見</p>	無

			宅困難者受入施設の他、駅や空港についても整備を検討することも有用と考えます。	は、参考意見として承ります。	
2-2-2. ワイヤレスの活用の広がりに対応するための帯域確保目標					
26	KDDI (株)	P48 5行目	26GHz帯や40GHz帯の5Gへの割当て検討においては、アクションプランに記載されている通り、「具体的なニーズや携帯電話事業者による28GHz帯の活用状況を勘案」されることが重要であり、割当て時期については令和8年度以降を視野に入れる必要があると考えます。	いただいたご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。	無
27	(株) QPS 研究所	P50 6行目	災害対策、安全保障、地球観測の観点から宇宙からの衛星コンステレーションによる地球観測も重要度を増しており、令和6年能登半島地震の際にはJAXA/民間事業者より観測情報が提供されている。 また、地球観測は我が国の宇宙産業においても国際競争力を発揮できる重要な先端産業分野でもあり、利用される周波数資源の適切な保護は重要と考えている。 IMT候補帯域である7.125~8.4GHzは地球観測衛星からのデータダウンリンクに利用されている帯域であり適切に保護されることが我が国の宇宙政策上重要と考えている。	いただいたご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。新たに周波数帯の分配が行われる際は、総務省における具体的な検討の中で、既存無線システムの運用に配慮し、慎重かつ丁寧な検討が行われるべきものと考えます。	無
28	クアルコムジャパン合同会社	P51 1行目 ~9行目	・本報告書で示された方針に賛同いたします。特に、国際標準化や社会実装等を踏まえて将来の周波数確保に向けた検討を進めていただくことを期待します。	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。	無
29	クアルコムジャパン合同会社	P51 10行目	・本報告書で示された方針に賛同いたします。ただし、超高周波数帯の利用を推進していくためにも、特に5Gで大きな課題となっているSub6やミリ波の利活用を活性化させていくことが大前提となります。この観点から、以下のように修正することを提案します。 「(略)、ミリ波の活用をさらに活性化させる取り組みを進めるとともに、WRC-31... (略)」	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。また、ご意見のとおり修正いたします。	有
30	(株) NTT ドコモ	-	HAPS等の新しい無線システム導入のための周波数確保に向けて検討していくことに賛同いたします。	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。	無
31	シャープ (株)	P50 6行目	Beyond 5G向けのセンチメートル波帯について共用検討に積極的に貢献していくことに賛同します。本帯域は、Beyond 5Gでのグローバルバンドになる可能性が高い一方で、既存システムが多数運用されている周波数帯であるため、5Gやそれ以降のシステム(Beyond 5G, B5G)等の移動通信システムと既存システムを高度に共存させる技術が求められると考えます。そのため、既存無線システムと5G/B5Gシステムとの周波数共用を高効率に、かつ干渉回避の観点で安全に実現する技術に取り組むべきと考えます。	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。 ご意見のとおり、将来に向けた移動通信システム用の周波数確保に当たっては、センチメートル波帯における既存無線システムとの周波数共用技術の開発等に取り組むことが重要と考えます。	無
32	三菱電機 (株)	P50 10行目	高周波活用に向けた方針に賛成いたします。 サブテラヘルツ帯は大容量通信に加えて、高精度センシング用途に活用できる貴重な周波数帯であり、技術開発を早期かつ円滑に進めるためにも、WRC27、WRC31に合わせて我が国としても周波数割当てを進めることを希望します。	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。	無
33	(株) JTOWER	P49 14行目	本項においては、我が国における将来のトラフィック需要に関する同趣旨の説明が段落を跨って重複しているため、文章を集約するなど修正が適当と考えます。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。	有

				<p>報告書案 p48 第3パラグラフ 第2文 我が国における今後のトラフィック需要は、 (株)三菱総合研究所「情報爆発を支える新たな情報通信基盤の確立策を提言」によると、<u>自動運転・メタバース・生成AIなどのユースケースによるデータ通信量の増大により、2020年比で2030年には約14倍、2040年には約348倍まで爆発的に増加すると予想されている。</u> 第4パラグラフ (削除)</p>	
2-3. 将来像の実現に向けた政策の柱「RADIO イニシアティブ」					
34	(株) JTOWER	P52 1行目	<p>WX (ワイヤレストランスフォーメーション) を進める政策の柱として、RADIO イニシアティブが取りまとめられたことで、電波の有効利用や政策の周知にも貢献するものと考えます。 今後においても、継続的に、本方針に拠って時機に応じた施策の具現化を進め、成果につながることを期待します。</p>	<p>いただいたご意見は、賛同意見として承ります。</p>	無
35	スカパー JSAT (株)	P52 5行目	<p>あらゆる空間における電波利用は正に WX を体現するものであり、原案に賛成します。 3GPP でも標準化が進められている Ku バンドは、日本において数多くの静止衛星が利用している周波数です。日本の宇宙技術戦略としても定義されているマルチオービット構想と一体とした NTN の実現を官民で取り組み、他国に先駆け、周辺諸国とも連携して進めることが極めて重要と考えます。 また、同じく標準化されている L バンドや S バンド、Ka バンドでも同様に活用を検討すべきと考えます。</p>	<p>前段のご意見は、賛同意見として承ります。後段のご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。</p>	無
第3章 デジタルビジネス拡大に向けた電波有効利用方策					
3-1. 陸・海・空・宇宙のあらゆる空間における電波利用の拡大に向けた方策					
3-1-1. 非地上系ネットワークシステム等の実現に必要な制度整備					
36	KDDI (株)	P54 20行目	<p>衛星ダイレクト通信の円滑なサービス開始に向けた技術基準の速やかな策定と、衛星ダイレクト通信の導入に伴う当該増加分は大きくならないことを考慮する方向性について賛同致します。 当社も、日本の国土面積カバーの拡大と緊急時等の通信手段確保に資する衛星ダイレクト通信について、早期実用化に向けた対応を引き続き推進して参ります。</p>	<p>いただいたご意見は、賛同意見として承ります。</p>	無
37	KDDI (株)	P57 2行目	<p>上空利用の拡大に向けて検討を進めることについて賛同致します。当社は情報通信審議会における技術的検討に参加しており、ドローン利用拡大に引き続き貢献していきたいと考えます。 なお、携帯電話基地局による上空エリアの整備を実施していくことに対しては、国による支援が重要であると考えます。</p>	<p>前段のご意見は、賛同意見として承ります。後段のご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。</p>	無

38	クアルコムジャパン 合同会社	P54 20行目	・本報告書で示された方針に賛同いたします。ただし、衛星ダイレクト通信を行う通信方式として、必ずしも携帯電話の技術基準のみを引用するものではない可能性なども想定されます。新たなビジネスを迅速に開始することができるよう、制度を柔軟なものとしていただくことを期待します。	前段のご意見は、賛同意見として承ります。後段のご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。	無
39	ソフトバンク (株)	P54 20行目	本報告書案に記載の通り「NTN は、離島、海上、山間部などへの効率的な通信サービスの提供を実現するほか、新たなサービスの創出や災害時の通信手段の多様化にも貢献すると期待されている。既存の携帯電話端末を用いた人工衛星との直接通信が可能なサービス（衛星ダイレクト通信）が今後実用化される予定である。」と認識しています。 このような領域は革新的なソリューションであり、技術革新の進展も著しいことから、事業者による多様なサービスが適切なタイミングで提供・運用可能となるよう、今後速やかに制度整備が実施されることを要望します。	いただいたご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。	無
40	ソフトバンク (株)	P54 25行目	民間企業による Beyond 5G の研究開発・標準化・社会実装には、長期にわたる研究開発を推進する枠組みが必要であることから、基金の活用による研究開発や技術実証などの継続的な後押し及びそれらの成果を踏まえたタイムリーな制度整備や関連設備の整備支援等について前向きに検討を行う方向性に賛同します。 具体的には、HAPS において日本が世界をリードするために HAPS 通信の実用化に不可欠となる要素技術について、必要となる技術のデモンストレーション等に係る費用等への国としての支援や、国家戦略特区の導入も含めた関係省庁・自治体の連携による速やかかつ柔軟な実証が可能となる場の提供の検討も必要と考えます。	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。 後段のご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。	無
41	(株) 阪神電気 鉄道	P57 1行目	本報告書（案）の取りまとめについて、当社として賛同します。総務省・情報通信審議会にて 2024 年 7 月より、携帯キャリア 5G に加えてローカル 5G や地域 BWA・自営等 BWA の上空利用に向けた技術検討が始まっていることから、経過を見守ると共に、早期の制度整備に期待しています。	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。	無
42	(株) 阪神電気 鉄道	P58 19行目	本報告書（案）の取りまとめについて、当社として賛同します。既にローカル 5G の海上利用については制度整備の手続きが進んでいると想定され、また上空利用については、総務省・情報通信審議会にて 2024 年 7 月より技術検討が始まっていることから、経過を見守ると共に、早期の制度整備に期待しています。	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。	無
43	(株) 日立国際 電気	P57 1行目 及び P58 19行目	ローカル 5G の普及・促進に向けて、上空利用の拡大に向けた検討が盛り込まれており、この取組により、ドローン活用ソリューションの創出など、ローカル 5G を利用したビジネス展開が一層容易になり、広く国民が高品質なサービスを享受できる環境が実現するものと考えられるため、本内容に賛同いたします。	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。	無
44	(一社) 日本ケ ーブルテレビ連盟	P58 19行目	海上利用については、地域課題解決に向けケーブルテレビ事業者が地域の事業者や自治体、学校関係者と議論を重ねる中で、港湾内等の海上におけるローカル 5 G（Sub 6 帯、ミリ波）の利用ニーズがあることが分かってきており、新たなユースケースの創出につながると考えます。ローカル 5 G の海上利用に向けた制度整備を推進することに賛同いたします。	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。なお、後段のご意見は、新世代モバイル通信システム委員会上空利用検討作業班において、検討が進められるものと考えま	無

			上空利用についても、ローカル5G（Sub6帯、ミリ波）の利用拡大、新たなユースケース検討の観点からドローン等による上空利用について、他の無線システム等への混信を防止しつつ利用するための検討を進めていただくよう要望いたします。	す。	
45	シャープ（株）	P54 19行目	衛星ダイレクト通信の円滑なサービス開始に向けた取り組みに賛同いたします。現在、NTN サービスが国際標準化に先行している状況ですが、今後、Beyond 5Gでは、国際標準化が行われ、地上系とNTNの融合した形での最適化が行われることが期待されており、そのための整備を行っていく必要があると考えます。	前段のご意見は、賛同意見として承ります。後段のご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。	無
3-1-2. ビジネス・暮らしにおける電波利用拡大に向けた免許制度					
46	日本電気（株）	P60 8行目	「電波利用の障壁として、免許手続が複雑で難しい、干渉調整等に時間を要するといった課題が考えられる。手続等が簡素化・迅速化・柔軟化された新たな免許制度の検討が適当である。」との記載に賛同します。 電波を利用するプレイヤーが拡大し、利用用途が多様化する中、電波を利活用してビジネスを推進しようとする企業等による参入の敷居を下げしていくための変革が必要と考えており、お示しいただいた「手続等の簡素化・迅速化・柔軟化」の方向性には大きく期待を寄せております。	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。	無
47	スカパー-JSAT（株）	P60 8行目	免許申請に対する審査項目を他免許人無線局等への混信妨害に関するものみに限定し、申請内容を審査に直接関係する事項のみとすることにより、申請が容易になり、かつ、審査に要する期間も短縮されるものと考えます。また、無線設備の技術的条件も他免許人無線局等への混信妨害に関するものみに限定することにより、検査（点検等）を簡素化できるものと考えます。	いただいたご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。	無
48	スカパー-JSAT（株）	P60 9行目	近年ソフトウェア無線技術の進展により、変復調機能をサーバ上に実装し、サーバで生成した変調波形をD/A変換して送信するための製品が市販されています。そのサーバには、クラウド上に存在したり、仮想化されていたりして、送信機として定義することが不可能なものも存在します。一方で、変調機能を司るソフトウェアに違いがなければ発射される電波の電気的特性に違いは生じないため、そのような場合に対応できる免許申請や検査の方法等についても検討が必要と考えます。	いただいたご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。	無
49	スカパー-JSAT（株）	P62 14行目 及び 25行目	NTNで利用される端末において、電波法上の無線局の位置づけの整理に伴う免許制度や電波利用料などについて抽出されている課題については同じ認識であり、重要な課題として解決に向けて協力したいと考えます。 また、電気通信事業法においても、TN/NTN連携（携帯電話ネットワークと衛星・HAPSのネットワークの接続）や端末の位置づけ（電気通信回線設備との責任分界点）などに課題があれば同様に明確化し、解決に向けて同期した取り組みとすることが必要と考えます。	前段のご意見は、賛同意見として承ります。後段のご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。	無
50	ソフトバンク（株）	P63 1行目	国際標準に基づいた無線局は、海外での導入が先行し国内の制度化が後になるケースも数多く存在し、この場合、新技術が搭載されているものの、当該機能を無効として認証を取得した無線設備が市場に流通することになります。これらは国内制度化後に当該機能を有効として認証の取得が可能となる一方で、多数の端末が市場に流通した以降においては技適マークの貼り替えは実質的に不可能であり、電波の有効利用に資する新技術が搭載されているにも関わらず、当該機能が使用できないとい	いただいた前段のご意見は、賛同意見として承ります。 後段のご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。	無

			<p>う課題が生じていることから、本検討を進めることに賛同いたします。</p> <p>また、外部ディスプレイにより技適マークを表示する方法を用いる無線設備においては、スマートフォン等のディスプレイを有する無線設備と同様に、当該無線設備の新技術に対応するためのソフトウェアの変更と同時に技適マークが変更されます。一方で、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 第二十条第一項第三号に、「ただし、当該特定無線設備の運用を最初に開始する前に、映像面を有する他の製品と有線で接続することにより表示することができる場合に限る。」と規定されていることから、個々の無線設備で技適マークが外部ディスプレイに表示されるまで新技術対応を有効にしない仕組みが必要となり、新技術を利用したいユーザーの利便性を損なっていることが課題です。本報告書の〈事業者等からの主な意見〉にもあるとおり、個々の端末への技適マークをクラウドで確認可能とする等の手段により、電波発射前の事前確認とみなすような制度の緩和を要望いたします。</p>		
51	ソフトバンク (株)	P64 15行目	<p>グローバルスタンダードな無線設備を国内でもいち早く導入可能となる当該取り組みに賛同いたします。</p> <p>携帯電話は、国際協調の観点から様々な国で導入できるよう、国際標準規格である 3GPP 仕様に基づき幅広い周波数帯に対応しています。3GPP では対応する周波数帯を 3GPP バンド単位で規定する一方、国内では既存業務との共用等の観点から 3GPP バンドの一部のみが制度化されることがあり、かなりの年月を経過したのちに、周波数再編等により、残りの一部も携帯電話用として制度化されるケースが数多く存在します。携帯電話端末は同一 3GPP バンドの中の周波数は特に制限されず、基地局の制御により利用する周波数が決まるため、何もせずとも新たな周波数へ対応可能となる一方で、当該帯域の認証を取得していない既存端末も電波発射してしまうことが課題です。これまで、このような周波数拡張時には、その都度、過去の制限された周波数幅の中での認証を取得した端末もより幅広い周波数で認証を取得したものとみなす遡及適用などをご対応いただいております。しかしながら、昨今はグローバル展開のために、日本で制度化された周波数だけではなく、3GPP バンド全体を測定している端末がほとんどとなっており、策定される国内技術基準の観点から技術的に問題無いことが担保される場合においては、グローバル展開のための測定結果をそのまま国内の認証取得に利用できるよう恒久的な仕組みを検討頂くことを要望します。</p>	<p>いただいた前段のご意見は、賛同意見として承ります。</p> <p>後段のご意見は、総務省において今後の参考とされるべきであると考えます。</p>	無
52	ソフトバンク (株)	P60 8行目	<p>電波利用を通じたデジタルビジネスの発展には新たなニーズが顕在化した際に期を逃すことなく早急に対応できるよう、実験・免許手続き等の簡素化、迅速化、柔軟化等が喫緊の課題であると考えられることから、手続きの簡素化・迅速化・柔軟化を目指す本方向性に賛同します。</p>	<p>いただいたご意見は、賛同意見として承ります。</p>	無
53	(株) 阪神電気 鉄道	P60 8行目	<p>本報告書(案)の取りまとめについて、当社としてローカル 5G や自営等 BWA のより柔軟な運用に向けた制度整備が進むことを要望します。</p> <p>特に、自営等 BWA については、地域 BWA の未整備エリアにおける BWA 利用促進を図るため 2020 年度に制度化されましたが、NSA 方式のローカル 5G におけるアンカーバンドとしての役割も担っており、自己土地利用を主体とした免許制度としてはローカル 5G との共通点が多いことも特徴です。</p> <p>ローカル 5G ではこれまで、「複数の自己土地をまたぐ公道・河川等での運用許可」</p>	<p>前段のご意見は、賛同意見として承ります。後段のご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。</p>	無

			<p>や「自己土地内における基地局アンテナ移設の手続き簡素化」、「自己土地を越える業務区域における移動制限の緩和」といった運用緩和の制度整備が行なわれていますが、アンカーバンドとしての自営等 BWA には同様の制度改正が先送りされているため、実運用における不整合が生じています。</p> <p>本懇談会では話題となっておりますが、北海道など広大な農業エリアを持つ地域においては、コスト高のローカル 5G 導入では事業性が見込めないため、安価でシンプルな 4G-BWA 機器による導入・運用ニーズが依然として高く、当社としても「地域 BWA 推進協議会」と協力して地域の課題解決に貢献できればと考えています。</p>		
54	(株) 毎日放送	P59 30 行目 ～P60 1 行目	<p>・実際に既存無線局の免許人として実験試験局の開設希望者と周波数共用のための協議を行った際、開設希望者は周波数共用及び隣接関係となる既存無線局が存在しない又は比較的少ないと思われるエリアの情報を持ち合わせていなかった。あらかじめ総務省から開設希望者に対してこうした情報に加えて干渉調整が必要となる可能性がある既存無線局の諸元等の情報が提供されていれば、開設希望者はそれらの点を考慮して実験試験局の希望する周波数、空中線電力、占有周波数帯幅、実施地域等を調整した上で実験試験局の免許申請を行うことができ、既存無線局との干渉調整等に要する手間を最小限に留めることができるのではないかと考えています。</p>	<p>いただいたご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。</p>	無
55	(株) 毎日放送	P60 8 行目	<p>・新たなワイヤレスシステムや様々なユースケースが登場し、トラヒック需要が増大する局面において、免許手続の簡素化・迅速化・柔軟化は重要ではあるが、本来行われるべき十分な共用検討がなされず既存無線局が担う社会的使命の履行に支障が生じることはないよう強く希望する。</p>	<p>いただいたご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。免許手続等の簡素化・迅速化・柔軟化に当たっては、総務省における具体的な検討の中で、既存無線システムの運用に配慮し、慎重かつ丁寧な検討が行われるべきものと考えます。</p>	無
56	(公財) 日本無線協会	P60 19 行目	<p>現在の資格（4分野23資格）は、当時の電波利用の実態とニーズを踏まえて制定されたものであると思われるので、今般、見直しを進めるに当たっては、現在の電波利用の実態と将来の無線局ニーズを十分に踏まえた上で進める必要があると思います。</p>	<p>いただいたご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。</p>	無
57	(一社) 全国船舶無線協会 水洋会部会	P60 8 行目	<p>「具体的な一例として、諸外国に比べて免許状の記載事項が多く、免許状の記載内容に変更が生じると、多くの場合、届出ではなく申請となるために非常に多くの手間と時間を要している点の改善が望まれる。」を追記していただきたい。</p>	<p>本報告書は、本懇談会におけるこれまでの議論内容を取りまとめたものであるため、ご指摘の箇所は、原案のとおりとしますが、いただいた御意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。</p>	無
58	(一社) 全国船舶無線協会 水洋会部会	P64 20 行目	<p>デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会（第3回）配布資料 3-1 6頁<基準認証>にも記載された以下の提出意見についてこの主な意見の箇所に記載いただきたい。</p> <p>・諸外国と比較し国内の各種航海機器・無線通信機器の設計変更に必要な型式検定、工事設計認証などの手続が煩雑で制約も大きい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、当該部分に追記いたします。</p>	有

59	(一社) 全国船舶無線協会 水洋会部会	P63～64	「具体的な一例として、工事設計認証を受けた機器が故障した場合、修理に使用する部品に求められる機能・性能の範囲内の軽微な変更であっても、工事設計認証を受けた時に提出した図面（系統図）の記載事項の一部が変更となるという理由で、工事設計認証を受けなおす必要がある点の改善が望まれる。」を追記していただきたい。	本報告書は、本懇談会におけるこれまでの議論内容を取りまとめたものであるため、ご指摘の箇所は、原案のとおりとしますが、いただいたご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。	無
60	(一社) テレコムサービス協会	-	<p>免許・認可制度や調査の簡素化は、手続き簡略化＝コスト削減につながるため、基本的には賛同致します。</p> <p>ただし、ローカル 5G の普及が進まない課題・背景は免許・認可制度の課題だけではなく、Wi-Fi6 等の競合技術と比較して、初期費や運用にかかるコスト等、価格面の課題も大きいとの認識です。</p> <p>この解決に向け、令和 6 年度は、引き続き税制優遇は考慮されているものの、設備投資に係る税制優遇措置の令和 7 年度以降の延長、もしくは一定期間の固定資産税の全額免除、製品価格のさらなる低廉化に向けた製造メーカーへの支援等も必要になるとの認識です。ローカル 5G に限らず、新たな電波利用においては、コスト低減に向けた取組みについて、一步踏み込んだ施策への言及が必要と考えます。</p> <p>また、干渉調整においては利害関係のある者同士では上手く進まないとの認識です。干渉の調査や調整を公正・中立な立場で実施または支援する仕組み作りも必要と考えます。</p>	簡素化に関するご意見は、賛同意見として承ります。後段のご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。ローカル 5G の更なる普及に向けて、総務省において、本報告書を踏まえて必要な検討が進められると考えます。	無
61	(一社) 日本民間放送連盟、東海テレビ放送(株)、(株)テレビ東京ホールディングス	P60 8 行目	・本懇談会における事業者ヒアリングでは、5.9GHz 帯 V 2 X 通信システムの実験試験局の免許手続きを迅速化・円滑化する要望がありました。これを検討する際は、既存無線局への有害な混信が生じないよう措置することが必要です。	<p>いただいたご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。</p> <p>5.9GHz 帯 V2X 通信システムに係る実験試験局の免許手続きの迅速化・円滑化については、「自動運転時代の“次世代の ITS 通信”研究会」において具体的な議論が行われているところ、当該研究会における検討状況等も踏まえながら、総務省における具体的な検討の中で、既存無線システムの運用に配慮し、慎重かつ丁寧な検討が行われるべきものと考えます。</p>	無
62	(株) TBS テレビ		新たな免許制度については、既存無線局の通信が阻害されないよう干渉を確実に防止する仕組みを整備したうえで、手続きを簡素化することが必要と考えます。	免許手続等の簡素化・迅速化・柔軟化に当たっては、総務省における具体的な検討の中で、既存無線システムの運用に配慮し、慎重かつ丁寧な検討が必要であると考えます。	無
63	シャープ(株)	P59	令和 6 年度 2024 年度から開始される実証実験に向けて、5.9GHz 帯 V2X の	いただいたご意見は賛同意見とし	無

		31 行目 及び P60 7 行目	<p>実験試験局免許手続を円滑に実行できる措置を要望するという意見に賛同します。</p> <p>また、免許手続きの煩雑さの解消のために、総務省が開発しているワイヤレスエミュレータの高度化、利活用により 5G やそれ以降のシステム (Beyond 5G, B5G) 等の移動通信システムと既存システムを高度に共存させるための干渉調整に関わる制度整備に期待しております。</p> <p>多機能の (複数の無線規格を備えた) IoT 端末等が必要となった場合、商用サービス導入に係る稼働の増加が懸念されるため、免許等の制度・運用の簡略化について検討を希望する意見に賛同いたします。</p>	て承ります。	
64	(株) NTT ドコモ	-	<p>技術基準適合証明に係る試験項目の簡素化による認証手続きの簡素化・認証の適正化を検討することについて賛同いたします。Open-RAN や vRAN のように、装置や部品は異なるものの内部の構造やソフトウェア等が同等である場合についても、認証検査の省略等により認証の簡素化について検討されることを希望します。</p>	<p>いただいたご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。</p>	無
65	三菱電機 (株)	P60 11 行目	<p>利用環境や、周波数に条件を付けることで免許付与を緩和、簡素化する方針に賛成いたします。今後、電波を利用するアプリの多様化が進むと予想され、電力伝送やセンシングなど通信以外への活用も期待されています。アプリの特徴に応じた条件を付与することで、周波数資源を有効活用できるよう、免許制度を柔軟に運用する仕組みを希望します。</p>	<p>前段のご意見は、賛同意見として承ります。後段のご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。</p>	無
66	(株) インフォステラ	P59 12 行目	<p>構成員からの意見への付け加えとなりますが、一例として、地球観測の NGSO システムの免許制度は欧米諸国と比較してかなり遅れていると思われます。特に ITU の周波数国際調整プロセスと国内の免許申請手続きでの申請タイミングや処理に要する期間の周知の不足、さらには実務面、特に事前の干渉検討、周波数割り当ての事前確認は、申請者が自ら行える環境になく、欧米、特に英国 (OfCom)、カナダ (ISED) などと比較して一般に公開される情報量が日本では極端に少なく、情報が入手出来れば免許申請前の事前検討に役立ち、米国の免許制度を学ぶ取り組みに加え、さらに踏み込んで規正管理当局から得られる情報量、国内の申請書類と ITU 国際調整上の整合性まで、諸外国の制度等を調査検討頂く事を強く望みます。近年は ITU への日本を含む各国からの電子申請情報も閲覧可能で、周波数情報を含む ITU での審査前の情報まで閲覧可能となっています。電波利用ホームページ上の無線局等情報検索の機能拡張、公開情報の拡張を欧米諸国並みとなるよう望みます。</p>	<p>いただいたご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。</p>	無
3-1-3. 携帯電話用基地局の免許手続の効率化等					
67	(株) JTOWER	P66 17 行目	<p>機動的なインフラ整備を目的とし、携帯電話用基地局の免許手続きの簡素化を推進する趣旨に賛同するとともに、以下の点についても、規制緩和に取り組む必要があると考えます。</p> <p>今般、インフラシェアリング事業者が提供するアンテナ等の共用設備を複数の免許人が共用するケースが出てきています。現行の免許制度においては、あらかじめ認証を取得した設備構成 (部材) に依ることが必要となっているため、煩雑な運用となっている現状があります。</p> <p>具体的には、電波の質に影響を与えずに給電線ケーブルやコネクタなどについて</p>	<p>いただいたご意見は、賛同意見として承ります。なお、後段のご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。</p>	無

			<p>も、可能性のある製品は予め部材として設定する必要があるため、機動的な新規部材の採用も実質的に困難となっているなどが挙げられます。</p> <p>この点について、免許事項の見直しと共に、汎用な性能の部材に関しては性能の幅をもたせた「想定部材」のように製品固有の名称や型番単位ではなく認定が取得できるといった仕組みの検討を行う必要があると考えます。</p>		
68	ソフトバンク(株)	P66 17行目	<p>端末について周波数や規格が増加しており免許の運用が複雑となっている状況であることから端末免許の簡素化に取り組む方向性に賛同します。本方向性に従って包括免許の集約化等の具体的な検討を速やかに行っていただくことを要望します。</p>	<p>いただいたご意見は、賛同意見として承ります。</p>	無
69	スカパーJSAT(株)	P66 17行目	<p>免許手続の簡素化について検討することが適当との記述がありますが、仮に検討を進める場合は、基地局と周波数共用を行う他の無線システムを使用する事業者も含めた形で、適切な周波数共用環境を維持するための具体的な方策について協議することが必要と考えます。</p>	<p>いただいたご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。</p>	無
3-1-4. 無線局の免許手続のデジタル技術の活用による効率化					
70	ソフトバンク(株)	P68 24行目	<p>当社プレゼンでご説明した通り、無線局免許手続の簡素化・迅速化のため原則電子化を推進すべきであることから、免許手続等をデジタル処理で完結し、エンドユーザーでのデジタル対応を行う方向性に賛同します。</p>	<p>いただいたご意見は、賛同意見として承ります。</p>	無
71	(株)NTTドコモ	P68～ P69	<p>電子データのみでの免許申請手続(デジタル化)となる動きについては、利用者の利便性向上及び行政運営の効率化の観点から賛同いたします。実行面について、過渡期においては、システムの円滑な移行の実現に向けて、システム提供側からの早期情報開示および経過措置の設定を希望します。その他、利用者の立場からも当該施策促進に向けた提案や課題提起を実施していくべきと考えます。</p> <p>また、免許申請に留まらず、届出書類の完全電子化や、主任/無線従事者選解任届、周波数有効利用確保を目的に実施される一斉再免許時の効率化機能についても検討が必要であると考えます。</p>	<p>いただいたご意見は、賛同意見として承ります。実行面その他についていただいたご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。</p>	無
3-1-5. 社会実装も見据えた研究開発・実証試験の在り方					
72	富士通(株)	P71 21行目	<p>概ね5年での社会実装(実用化)を目指しつつ、国際的なワイヤレス技術の標準化や市場におけるサービス化動向を踏まえ、周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術、または高い周波数への移行を促進する技術に係る基盤技術の開発に努めることは、我が国が無線通信技術の開発と社会実装を主導し優位性の獲得を目指す上で重要です。今後の健全でセキュアな情報通信基盤の構築・維持・発展のためにも、電波利用料財源を活用し、研究開発を主導していただくことに賛同いたします。</p>	<p>いただいたご意見は、賛同意見として承ります。</p>	無
73	シャープ(株)	P70 19行目	<p>我が国において世界に先立って深刻化するこのような社会課題について、我が国のワイヤレスの強みを創出して解決し、社会実装を進めていくために研究開発・社会実装を行うことが重要と考えます。</p>	<p>いただいたご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。</p>	無
74	シャープ(株)	P71 20行目	<p>我が国の無線技術に関する研究開発において、技術開発と社会実装の両面で強化の必要性を感じており、技術開発と社会実装の両方のバランスを取りながら行うことが重要と考えております。</p> <p>そのため、引き続き電波利用料財源を活用した研究開発を推進することが必要で</p>	<p>いただいたご意見は、賛同意見として承ります。</p>	無

			<p>あるという点に賛同するとともに、技術基準の策定に向けては、技術的検討に加えて、周波数資源拡大という受益を無線局全体が享受できるよう、当該技術の社会実装の観点からも検討を行うことにも賛同いたします。</p> <p>さらに、我が国の標準化・知財活動をリードする人材が高齢化していることが問題となっていると感じており、人材育成の取り組みの強化に賛同いたします。</p>		
75	三菱電機（株）	P71 27行目	<p>研究開発のリソース配分に関して、社会実装の観点からも検討を行う方針に賛成いたします。デジタル化や 産業界構造のレイヤー型化により、これまで以上に、分野間が繋がりがながらの社会実装が求められます。他方で、B2C だけではなく、B2B においてもソフトウェア化が進みつつあります。このような時代においては、ユーザの真の課題（インサイト）に注目しつつ、従来のウォーターフォール型ではなく、アジャイル型に研究開発を進める必要があると考えております。そのような進め方に対して、研究開発リソースを割り当てていくことを希望します。</p>	<p>いただいたご意見は、賛同意見として承ります。</p> <p>研究開発の進め方に関するご意見については、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。</p>	無
3-1-6. 電波産業の活性化に向けた課題・対応方策					
76	日本電気（株）	P74 13行目	<p>「多種多様なプレイヤーが宇宙ビジネスに参入し、宇宙での電波利用の需要が増大する中、新規参入者も含め民間事業者が円滑にビジネスを開始できるよう、周波数確保のための国際調整を支援する方策等が必要である。」との記載、併せて脚注51に記載された留意すべき点について賛同します。</p> <p>低軌道衛星による衛星コンステレーション通信の利活用が国際的にも期待され、現状は米国企業の取組が先行して進んでいます。日本においても、より安定性が高く、社会インフラとして活用することが可能なレベルの品質を有する低軌道衛星通信の構築が必要と考えており、今後、記載いただいた内容について具体的に検討が進められるに当たり、考慮が必要と考えられる点についてコメントいたします。</p> <p>1.当社では企業や官公庁のミッションクリティカルな通信インフラに向けて、衛星コンステレーションによる通信網構築の検討を進めています。主に B2C をターゲットにインターネットへのラストマイルを提供する既存の衛星コンステレーションサービスや HAPS 等によるスマートフォン向けの通信とは異なり、海底ケーブルによる国際通信の代替やバックアップ等の用途、国内でも災害時や僻地、島嶼部による重要インフラ用途など、B2B/G に向けた通信を想定しています。こうした社会インフラとしての衛星通信無線リソースの確保に向け、関係者間のコンセンサスづくり、具体的なリソース確保に向けた議論が必要と考えます。</p> <p>2.LEO コンステレーションは、費用対効果の観点からグローバルで活用されることが主に想定されますが、グローバルでの周波数調整をしていくためには、日本としての国を挙げた体制づくり、関係者間によるコンセンサスの構築が重要であると考えており、当社としても積極的に貢献していきたいと考えています。</p> <p>3.日本国内において、既に海外事業者によりLEOコンステレーションのサービスが進められていますが、脚注51に記載いただいたとおり、先発事業者による先行者利益があまりに大きいと、競争環境が生まれず、結果として後世にわたりイノベーションが阻害</p>	<p>前段のご意見は、賛同意見として承ります。後段のご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。なお、衛星用の周波数については国際調整が前提となることから、国際的な観点からの検討が必要と考えます。</p>	無

			<p>される懸念があります。</p> <p>米国では先発・後発事業者間の周波数共用ルールが設定されていると承知しており、我が国においても、後発事業者であっても事業参入を検討することが可能となるフレームワークが必要となってくるものと考えています。</p>		
77	スカパーJSAT(株)	P73 6行目	<p>他国の人工衛星を軌道上で譲り受け人工衛星局を開設する可能性がありますが、その際、衛星軌道上で国内の法令に規定された点検を実施することは技術的に困難である一方、他国においては特に帯域外領域における不要発射など、日本同様の点検を実施していることは殆どないので、斯かる開設が非常に困難になっています。また、前述の状況を考慮すると、日本においてサービス提供する人工衛星について、日本で免許を受けたものは他国で免許を受けたもの対比し厳格な点検を実施しており、それ故、コストや納期の面で不利な状況になっているとすることができます。以上を考慮し、特に人工衛星局の検査については、国際的な調和と競争を見据えて検討して頂くことを希望します。</p>	<p>無線局の検査につきましては、当該無線局が他の無線局に有害な干渉を与えないよう、無線設備が関係法令の規定に適合しているか等を確認するためのものであることから、検査を省略又は簡素化することについては、慎重な検討が必要と考えます。</p> <p>なお、「他国の人工衛星を軌道上で譲り受け人工衛星局を開設する」ことに関するご意見については、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。</p>	無
78	スカパーJSAT(株)	P74 13行目	<p>周波数割当計画に無線局の目的が規定されており、国内ではこの目的に合致しない無線局には周波数を割り当てることできないようになっていますが、国際的にはそのような制限はないこともあり、円滑なビジネス開始の妨げになっています。したがって、宇宙無線通信については、無線通信業務への適合を担保した上で目的については緩和をすることが適当と考えます。</p>	<p>周波数割当計画の無線局の目的欄は、各分野の需要に対応できるよう計画的に割当てを行っていくために、あらかじめ需要動向等を勘案して、無線局の目的別の割当て可能周波数帯を定めておくことが必要であることから、周波数帯ごとに想定される目的が記載されております。また、周波数割当計画は、新規導入システムの検討に併せて、随時変更されており、貴社のビジネスの妨げとはならないものと認識しております。</p>	無
79	スカパーJSAT(株)	P74 13行目	<p>現在、S帯、X帯など地球観測や宇宙運用のための無線局に割当てが可能となっている周波数帯の利用は、増加傾向にあるものと認識しています。無線局を開設しようとする場合、一般に既存無線局免許人との周波数調整等が必要になりますが、一部の無線システムが無線通信規則の手続きを実施していないこと等により、それ以外の無線局を新たに開設する際に、国内における周波数調整により制約を受ける可能性が不明な場合があります。仮に、人工衛星局や地球局の無線設備を設計、製造、構築したのちにそのような制約が課せられると、当該無線局を使用したビジネスに支障を来すこととなります。したがって、たとえば日本からITUに所定の書類を提出したり、海外の衛星を通信の相手方とする地球局についてはそれを包含する海外衛星システムに係る資料がITUから公表されたりした段階など、免許申請よりも早い段階で干渉の有無を把握し、適宜調整を開始できるようにすることも、新規参入者も含めた民間事業者が円滑にビジネスを開始することに貢献するものと考えます。</p>	<p>いただいたご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。</p>	無

80	(公財) 日本無線協会	P76 5 行目	「人材育成・確保」に関して、無線従事者制度を利用したワイヤレスと I C T の双方を理解した人材の育成に取り組まれることは重要だと認識しています。	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。	無
81	(株) 阪神電気鉄道	P78 28 行目	<p>本報告書(案)の取りまとめについて、当社として賛同すると共に、地域社会の持続的な発展に向けて、地域 BWA やローカル 5G 等の地域無線を活用した取り組みを引き続き進めていきたいと思っております。</p> <p>当社はグループ会社(ケーブルテレビ事業者等)を主体に、地域 BWA 事業者として地元自治体とも協力して地域 BWA を活用した『まちづくり』を展開していますが、直接活動する京阪神エリアに加え、当社が 4G-BWA コア機能をクラウド提供する全国の地域 BWA 事業者の総数は 60 社に達しており、それぞれの地域で“まちづくり”の取り組みが進んでいます。</p> <p>一方で、当社も会員として参加・活動する『地域 BWA 推進協議会』の定期的な普及状況調査によると、2024 年 1 月時点で導入自治体数は 316 となっており、人口カバーエリアとしても 50%を超えました。</p> <p>(http://www.chiiki-wimax.jp/about/spreads.html)</p> <p>とはいえ、本報告書(案)の“④ 背景”で触れている「地域 BWA の参入は都市部が中心で、それ以外の地域では、必ずしも地域 BWA の新規参入が進んでいるとは言いがたい」状況にあります。</p> <p>そのため当社では、地域 BWA 推進協議会と連携して、地方エリアにおけるインフラ整備推進の一環として、農林水産省が進める農業農村地域(≒非居住地域)における情報通信環境整備の支援に取り組んでいますが、総務省においても単独、あるいは農林水産省など他省庁との連携も含めた支援施策の実施に期待するところです。</p> <p>ローカル 5G においては、2025 年以降におけるローカル 5G の鉄道利用を視野に、2021 年度より駅構内を含む実路線での実証実験を進めており、2022 年度には総務省のローカル 5G 開発実証による阪神電車本線での走行車両における実証にも取り組みました。現在も必要な実証実験を継続していますが、現状、線路や道路等の細長い自己土地におけるローカル 5G 運用は制度として認められていません。他者土地への電波漏洩の整理など調整事項はありますが、運用の柔軟化が進むことで、当社としてもローカル 5G 普及に大きな貢献ができると考えており、早期の制度改正に向けた取り組みを要望します。</p> <p>また、自己土地利用を基本とするローカル 5G については、『産業利用』分野で一定程度の実証・活用は進んでいるものの、いまだ検討事項である「広域的な利用」が伴う“まちづくり”等の『地域利用』は、自己土地や他者土地の区別なく扱うユースケースが多いため、一向に利用が進まず、結果として一定程度の普及に留まる懸念が想定されます。現在、広域的な利用も想定した「共同利用」制度の運用が始まっていますが、今のところ期待通りには活用されていないようです。それは、ローカル 5G を活用して“まちづくり”を進めたい事業者の立場からみれば、「共同利用」は基本的に自己土地利用であることに変わりはなく、5 年を越える事業継続性のリスクが残る現状では『地域利用』を促進する根本的な解決策にはならないとみています。</p> <p>前回 2021 年の電波政策懇談会の報告において『2025 年頃に向けてローカル</p>	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。後段のご意見については、総務省において、ローカル 5G の制度の柔軟化やユースケースの創出などに取り組んでいるところですが、今後の参考とされるべきと考えます。	無

			5Gの広域利用に関する検討を進めていくことが適当」と示されていることから、「共同利用」制度の利用状況なども踏まえた上で、2025年に向けて、ローカル5Gの本格的な普及に欠かせない「まちづくり（≒地域利用）」に合った制度の見直しが柔軟に行なわれるよう期待するとともに、自己土地利用とのより良い共存や運用・ルール作りで、引き続き総務省・情報通信審議会等の活動で協力していきたいと考えています。		
82	(一社)日本ケーブルテレビ連盟	P78 28行目	<p>地域BWA（2.5GHz帯）の5G化およびローカル5Gとのキャリアアグリゲーションは技術の進展に合わせたサービス高度化の観点から重要であると考えています。</p> <p>また、地域BWAは、地域の公共サービスの向上、地域内での通信と安心・安全の確保など、当該地域の公共の福祉の増進に寄与することを目的とした電気通信業務ではありますが、こうした目的の必要性、重要性又は提供すべき公共サービスについては、引き続き、自治体との協定などがあることなどの要件を維持することが適当であると考えています。</p> <p>高築年数の集合住宅における放送受信環境の維持に関しては、伝送路のラストワンマイルにおいてローカル5Gを活用することで、住宅内の設備の工事を不要とすることができ、効率的に放送を受信する環境を確保することが可能です。ローカル5Gを活用した放送について技術的な検証や研究開発、実用化に向けた検討を進めて頂くよう要望いたします。</p>	前段のご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。後段のご意見は、総務省では令和6年度よりケーブルテレビ伝送路のラストワンマイルにおけるローカル5Gの活用に向けた研究開発を開始しており、引き続き実用化に向けた検討が進められると考えます。	無
83	クアルコムジャパン合同会社	P79 1行目	・ローカル5Gに関して、無線局免許制度の更なる柔軟化は、地域産業の活性化のみならず、5G産業の活性化にも寄与するものであることから、賛同いたします。効果的な免許制度となるよう、具体的な内容を早期に提示いただくとともに、議論を進めていただくことを期待します。	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。	無
3-2. 周波数移行・再編・共用の在り方					
3-2-1. 無線局の運用調整の在り方					
84	KDDI(株)	P81 24行目	今後も周波数共用を前提とした割当てが行われるものと想定しており、既存のダイナミック周波数共用システムの機能拡張等が必要になると考えられるため、今後のシステム開発及び運用等に係る費用に対して、国による支援が重要であると考えます。	周波数共用や移行、再編に当たっては、総務省における具体的な検討の中で、費用負担の在り方も含め、適切な検討が必要であると考えます。なお、いただいたご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。	無
85	(一社)日本民間放送連盟、中部日本放送(株)及び(株)CBCテレビ※連名、(株)テレビ宮	P82 1行目	<p>・無線LANの周波数拡張が検討されている6GHz帯において、放送事業者は放送本線の伝送を行う番組中継用の固定局を24時間365日、基幹放送局と一体的に運用するとともに、報道取材や番組制作のための素材を伝送するFPUを日常的に運用しています。</p> <p>・情報通信審議会や関係する技術試験事務における技術検討では、固定局・FPUと無線LANとの間の周波数共用のハードルの高さが明らかになっています。AFCの導入の検討は、このハードルを下げるための取り組みと考えますが、スケジュールに</p>	いただいたご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。	無

	崎、朝日放送テレビ（株）、（株）テレビ朝日、東海テレビ放送（株）、（株）TBS テレビ、（株）フジテレビジョン、（株）テレビ東京ホールディングス		固執することなく、また万が一にも結論ありきとならないよう、慎重かつ丁寧に行う必要があります。		
86	個人①	P81～P82	<p>本懇談会の目的「デジタルビジネス拡大に向けて、今後の電波利用の将来像に加え、電波有効利用に向けた新たな目標設定及び実現方策について検討する」の具体化/実現に向けては、「特定の周波数帯に利用が集中していることもあり、専用の周波数の確保が困難になってきていることから、時間的・空間的に密な周波数共有の実現が求められている」との背景を電波利用に関する現状と重要な課題点と捉え、「周波数移行・再編・共有の在り方」の下記③考え方に関し、より広い観点で検討し高度な周波数共有を具現化できるよう下記のように補整した方が望ましいと考えます。</p> <p>(補正例) P81、82 ③考え方 (原案) 新たな技術や国際動向などを踏まえ、更に高度に周波数共有を行うための基本的な仕組みについて検討することが必要である。また、そこで用いる具体的なシステムの要件や、システム構築や保守・運用・管理等に必要な費用とその分担の在り方等について、今後総務省を中心に検討を進めることが適当である。</p> <p>上記の基本的な仕組みをもとに、無線 LAN と既存業務の周波数のさらなる効率的な運用調整を促すために、AFC の導入を我が国において早期に実現することが適当である。</p> <p>↓</p> <p>(補整案) 新たな技術や国際動向、効率化/高付加価値化を通じた国際競争力の強化や産業の活性化、地域の企業や自治体などの個別のニーズなどを踏まえ、更に効率的/高度に周波数共有を行うための基本的な仕組みについて検討することが必要である。また、そこで用いる具体的なシステムの要件や、システム構築や保守・運用・管理等に必要な費用とその分担の在り方、地域における無線利用の活性化等について、今後総務省を中心に検討を進め具現化することが適当である。</p>	<p>報告書（案）3-2-1については、周波数共有における無線局の運用調整の在り方についての記載であり、産業や地域の活性化に関するご意見については、3-1-6に記載していることから、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>また、運用調整・干渉調整の負担軽減については、必要な費用とその分担の在り方等について、3-2-1に記載しているとおり、今後総務省を中心に検討を進めることが適当であるとしています。</p>	無

			<p>上記の基本的な仕組みをもとに、(特に使いやすく貴重なプラチナバンド近傍を重点候補に)放送事業と電気通信事業間での空間的な周波数の密な共用、および地域の企業や自治体等の活性化やローカル 5G 等の無線活用価値をより高める施策等実現のため、電波資源を再編・共用(例：放送帯域の集約、およびケーブルテレビ化等で)可能となる地域を対象に、地域課題や要望等も考慮しながらエリア選定し、電波の更なる有効利用/周波数共用と運用調整・干渉調整の負担軽減策を早急に実現/展開することが適当である</p> <p>また、無線 LAN と既存業務の周波数の更なる効率的な運用調整を促すために、AFC の導入を我が国において早期に実現することが適当である。</p>		
87	富士通(株)	P82 8行目	<p>周波数割り当ておよび活用の拡大において、運用調整・干渉調整等の負担軽減に向けた取り組みの実施に賛同いたします。</p> <p>さらなる周波数の有効活用と、それに係る負担の軽減にあたっては AFC 等の免許を含めた調整の枠組みやルール構築と、AI 技術等を活用したシステムによる自動化や効率化の推進を期待します。</p>	<p>いただいたご意見は、賛同意見として承ります。</p>	無
3-2-2. 周波数の移行・再編・共用に係る費用負担・インセンティブの在り方					
88	(一社)日本民間放送連盟、(株)テレビ宮崎、中部日本放送(株)及び(株)CBCテレビ※連名、(株)テレビ朝日、広島テレビ放送(株)、東海テレビ放送(株)、関西テレビ放送(株)、(株)テレビ東京ホールディングス、(株)TBSテレビ	P85 21行目	<p>・5.9GHz 帯において、V 2 X 通信システム向けの周波数割り当てが検討されていますが、同周波数帯では放送事業者が固定局および F P U を運用しています。</p> <p>・これまでの技術検討の結果から、同周波数帯に V 2 X 通信システムを導入するためには既存無線システムの周波数移行が必要です。これを進めるのであれば、移行先周波数や費用負担を含め、既存事業者の不利益にならないことを前提に、放送事業者の事情を考慮した慎重かつ丁寧な検討が必要です。</p>	<p>いただいたご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。5.9GHz 帯 V2X 通信システムについては、その早期導入に向け、総務省において「自動運転の社会実装に向けたデジタルインフラ整備事業」による既存放送事業用無線局の周波数移行の支援が行われているものと承知しているところ、当該周波数移行に当たっては、引き続き、総務省において、5.9GHz 帯既存無線局の免許人に配慮しつつ、丁寧に進めていくことが適当と考えます。</p>	無
89	日本テレビ放送網(株)	-	<p>・放送事業用無線局の周波数移行及び周波数共用を前提とした周波数の再編計画や国際調整が増加しています。放送事業用無線局は、国民へ必要な情報を伝達する高い公共性を有する社会インフラであり、国民の生活に与える影響が非常に大きく、高い信頼性が求められています。</p> <p>・周波数の再編計画や国際調整及びこれらに伴う周波数移行や周波数共用の具体的な方策の検討に当たっては、結論ありきとせず、放送事業者の意見を十分に聴取し、技術的、実務的課題を把握した上で、放送事業者の業務継続を第一義として、</p>	<p>周波数再編等にあたっては、総務省において、いただいたご意見も踏まえ、既存システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧な検討が進められるべきものと考えます。</p>	無

			運用に対する制約や負担、不利益が生じることのないよう要望します。		
90	(株) 鹿児島読 賣テレビ	-	将来的に電波需要が拡大して行く中、電波の有効活用を進める為に、周波数の移行及び再編、周波数共用を検討する必要性は理解します。 一方、放送事業用無線局は、エリアの住民生活に欠かせない情報を提供する重要な設備であり、その業務継続を第一義として、運用に対する制約や負担、不利益が生じることのないよう要望します。	周波数再編等にあたっては、総務省において、いただいたご意見も踏まえ、既存システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧な検討が進められるべきものと考えます。	無
91	西日本放送 (株)	P85 11 行目	放送事業用無線局に割り当てられている周波数に対して、周波数移行及び周波数共用を前提とした周波数再編計画や国際調整が増加しています。これらで使用している周波数は、情報を伝達するために必要不可欠なものです。方策の検討に当たっては、結論ありきではなく、放送事業者の業務継続を前提として十分な検討を行って頂き、運用等に支障が生じることがないように要望致します。	周波数再編等にあたっては、総務省において、いただいたご意見も踏まえ、既存システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧な検討が進められるべきものと考えます。	無
92	日本海テレビジョン放送 (株)	-	周波数の再編計画や国際調整及びこれらに伴う周波数移行や周波数共用の具体的な方策の検討に当たっては、結論ありきとせず、放送事業者の意見を十分に聴取し、技術的、実務的課題を把握した上で、放送事業者の業務継続を第一義として、運用に対する制約や負担、不利益が生じることのないよう要望いたします。	周波数再編等にあたっては、総務省において、いただいたご意見も踏まえ、既存システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧な検討が進められるべきものと考えます。	無
93	(株) テレビ信州	-	・放送事業用無線局は、国民へ必要な情報を伝達する高い公共性を有する社会インフラです。周波数の再編計画やそれに伴う周波数移行にあたっては結論ありきとせず、放送事業者の意見を十分に聞き取ることが重要です。 ・既存システムへの配慮と、業務を支障なく継続できることが重要であるとともに、放送事業者への負担や不利益が生じることのないよう要望します。	周波数再編等にあたっては、総務省において、いただいたご意見も踏まえ、既存システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧な検討が進められるべきものと考えます。	無
94	朝日放送テレビ (株)	P85 4 行目	・6 GHz 帯無線 LAN の帯域拡張が検討されていますが、6425～7125MHz 帯は災害報道等重要な用途で使用している放送事業用システムの周波数と重なることから、検討は慎重に行われるべきと考えます。	いただいたご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。	無
95	読 賣 テ レ ビ (株)	P85 12 行目	・将来的に電波利用需要が拡大することを鑑みて、限られた資源である電波を有効利用することには賛同する。しかし、1.2GHz/2.3GHz 帯 FPU は、報道中継やマラソン、駅伝といったロードレース中継などの番組制作に使用されている。これらの放送に支障が生じると、国民にとって大きな不利益となり、報道機関の日常業務にも悪影響が及ぶ恐れがある。 1.2GHz/2.3GHz 帯の電波利用について既存の事業者に不利益が生じないよう配慮を求める。	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。なお、周波数共用や移行、再編に当たっては、既存無線システムの運用に配慮し、慎重かつ丁寧な検討が必要であると考えます。	無
96	シャープ (株)	P84 4 行目、 P84 23 行目、 P85 21 行目 及び P86	自動車だけでなく、歩行者、信号などをつなぐスマートモビリティを実現する技術として、我が国においても 3GPP 規格を用いた C-V2X を V2X 通信の国際的な周波数である 5.9GHz で利用するための制度化を進めて頂くとともに、国が主体となって周波数移行・再編を進めることに賛同致します。協調型自動運転の実現等で世界をリードしていくためにも、早期に整備していくことが重要であると考えます。	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。 C-V2X の利用等に関するご意見については、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。	無

		1行目			
97	三菱電機(株)	P85 21行目	国際的な周波数調和が一層求められる無線通信システムであるV2X通信について、公益増進の観点から国が主体となって新たな周波数移行・再編を進めるためのスキームを検討する方針に賛成いたします。5.9GHz帯CV2X技術は、今後、自動車だけではなく、歩行者・ロボット・パーソナルモビリティとの通信を可能とする技術として期待されることから、公益増進の観点からも、5.9GHz帯CV2X装置の適用先を公道・自動車に限定せず広く利用可能な精度とすることを希望します。	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。 C-V2Xの利用等に関するご意見については、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。	無
98	(株)JTOWER	P86 4行目	令和7年度以降に実施が予定されている「条件付きオークション」の収入については、支出者が移動体通信事業者等になることに鑑み、特定財源とし、既存免許人の移行などに加えて、対災害の観点での自治体庁舎、避難所、また公共性の強い施設内におけるモバイルインフラ整備の推進、充実度の公共に充てる必要があると考えます。	いただいたご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。	無
99	ソフトバンク(株)	P86 4行目	オークション収入の用途を電波の有効利用を含めた情報通信基盤・技術強化施策等に特定した方向性に賛同します。特に、オークション収入は経済的価値の反映として携帯電話事業者が負担することから携帯電話市場の活性化に加えて本報告書で書いている通り、将来起こりうる大規模災害に備えネットワークの強靱化を推進すべきであるとの考え方に基きネットワーク強靱化等への支援に充当することが合理的だと考えます。	いただいたご意見は賛同意見として承るとともに、総務省において今後の参考とすべきであると考えます。	無
3-3. 安全・安心な社会の実現					
3-3-1. 自然災害への対応					
100	(株)テレビ信州	P90 2行目	地震、台風、大雨、大雪、噴火などの自然災害による被害が近年増加しております。放送インフラは災害に備えた対策をしておりますが、想定を超える災害が発生しております。災害によって放送設備に損傷が発生した際の迅速な復旧を図るための制度整備を要望いたします。	放送ネットワークインフラに関する電波利用共益事務として「地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業」により放送事業者への支援が行われています。いただいたご意見は、総務省において、当該電波利用共益事務とは別に災害復旧への支援に係る検討が行われる際の参考にされるべきと考えます。	無
101	(株)熊本県民テレビ、(株)テレビ金沢、広島テレビ放送(株)、(株)TBSテレビ、日本海テレビジョン放送(株)、日本テレビ放送網(株)、山形放送	P90 2行目	自然災害は、地震に限らず台風や豪雨災害など地域に深刻な被害をもたらす、放送設備・送信設備が大きな損害を蒙るケースも少なくありません。地域住民の命と生活を守るためにも放送インフラは必要不可欠なものであり、大規模災害に備えるための強靱化や万が一設備が損壊した場合の修復にあたっては、特にローカルテレビ局にとって負担が過大となり、事業者側の自助努力に頼ることは無理があります。こうした取り組みに対しては、電波利用共益事務とするよう制度上の対応を要望します。	放送ネットワークインフラに関する電波利用共益事務として「地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業」により放送事業者への支援が行われています。いただいたご意見は、総務省において、当該電波利用共益事務とは別に災害復旧への支援に係る検討が行われる際の参考にされるべきと考えます。	無

	(株)				
102	広島テレビ放送 (株)	-	民間放送事業者は昨今の経済情勢の悪化等で放送収入が減り続けていますが、災害が長期に渡り CM が放送できない場合でも、信頼される情報を発信し続けなければなりません。能登半島地震では、自治体と事業者が情報交換する“リエゾン”に放送事業者が参加、燃料輸送の支援を受け、放送の継続に大きく貢献したと聞いています。リエゾンが全国各地の災害においても同様に機能することを期待します。	災害時における放送事業者によるリエゾンについてのご意見は、能登半島地震を踏まえ、放送事業者からなる中継局共同利用推進協議会においてリエゾン派遣する代表社の選定等、その実現に向けた議論が進められるものと考えております。	無
103	西日本放送 (株)	-	予期せぬ災害が発生した時、放送インフラは視聴者にとって大変重要なものです。この重要なインフラである放送設備はある程度の災害には耐えるように設計していますが、万が一損壊した送信設備の修繕や強靱化のための改修などが必要な場合の支援制度等の整備を要望します。	放送ネットワークインフラに関する電波利用共益事務として「地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業」により放送事業者への支援が行われています。いただいたご意見は、総務省において、当該電波利用共益事務とは別に災害復旧への支援に係る検討が行われる際の参考にされるべきと考えます。	無
104	読賣テレビ (株)	P90 2行目	・放送を絶え間なく被災地に届け続ける重要性は言うまでもない。 能登半島地震ではインターネット空間での偽情報・誤情報が大きな問題になる一方、被災地に、取材に裏打ちされた正確な情報を届けるためのインフラとして放送の役割が改めて明らかになった。 令和6年度版の情報通信白書では、地震発生時の最初にアクセスしたメディアとしてテレビが非常に大きな位置（64.2%）を占めていることが明らかになった。輻輳なく、確実に、情報入手が可能な放送波の送信網を強靱にすることは、国民の安心安全につながるはずだ。	ご指摘のとおり、災害時に放送の果たす役割は重要であると考えます。	無
105	KDDI (株)	P90 2行目	携帯電話サービスは、国民生活や経済活動に不可欠なライフラインとなりつつあり、「携帯電話利用者が臨時に他の事業者のネットワークを利用できる事業者間ローミングの導入・環境整備」や「携帯電話基地局等の耐災害性強化」に支援を行うことに賛同致します。	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。	無
106	(株) 阪神電気 鉄道	P90 2行目	本報告書（案）の取りまとめについて、当社として賛同します。 “ネットワークの強靱化の推進”については、携帯電話基地局を主体にされていると思いますが、検討対象を携帯電話システムに限定するのではなく、災害対策に取り組む自治体など地域のニーズも踏まえ、包括的な視点で検討に取り組むことを要望します。 具体的には、自治体等が主体となって災害対策に取り組む自前構築のインフラとしてはローカル 5G や地域 BWA（NR を含む）等があり、これらはエリア限定であることから広域災害に比較的強い特徴があります。 一方、“地域における体制強化の必要性”については、地域 BWA 事業者が地域に密着した電気通信事業者であり、また地域 BWA 事業者の約 8 割がケーブルテレ	前段のご意見は、賛同意見として承ります。後段のご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。	無

			<p>ビ事業者であることから、官民の連携を強化推進することで災害時における人員不足等の解消が期待できます。</p> <p>今後、国が関わり、制度面や資金面等での支援を含めた検討が進められるのであれば、携帯電話基地局強靱化等の支援を主体としつつも、自治体等が求める 2 重 3 重のインフラ強靱化（冗長化）も考慮した取り組みとなることを期待します。</p>		
107	(株) JTOWER	P90 2 行目	<p>大規模災害への対応は、先の令和 6 年能登半島地震の例を見ても喫緊の重要課題と考えられ、携帯電話基地局等のネットワークの強靱化の推進、また速やかな対策の実施を促進させるため、電波利用料の用途とする検討を開始すること（3 章 3 - 4 - 2 .電波利用料の用途における考え方）に賛同します。</p> <p>なお、強靱化対策を、事業者各社が別々に対応するのは経済的にも大きな負担となるため、共用化（シェアリング）による整備を進める観点も重要と考えます。具体的には、鉄塔等基地局サイトの集約による復旧対応の迅速化、伝送路のバックアップ回線や停電対策の共用化などが挙げられます。</p> <p>これらの対策についても、電波利用料の用途とすべく、検討を行う必要があります。</p>	前段のご意見は、賛同意見として承ります。後段のご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。	無
108	(株) 日立国際電気	P90 20 行目	<p>公共ブロードバンド移動通信システムにおいては、これまでの多段中継機能、上空利用等に係る高度利用等の制度改正実績も踏まえ、また、V-High 帯域における割当チャンネル数の増加を見据えることで、さらなる高度化を含めたシステム構築の柔軟性、利便性が高まり、幅広く公益性の高いユーザへの利用拡大など、今後、市場において、更なる普及促進が進むことが期待できることから、本内容に賛同いたします。</p>	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。	無
109	富士通 (株)	P90 20 行目	<p>災害の激甚化・広範囲化が進む中、公共ブロードバンドの高度化・高速化、V-High 帯域の活用が必要であるという原案の内容に賛同いたします。</p> <p>さらに、高度化・高速化という観点から、長距離の無線メッシュリンクを短時間に確立し、高速通信環境を維持する技術を利用し、上空からの広域エリアカバーをすることで、被災地の状況把握や情報共有の迅速化につなげ、災害対応力を強化し、安全で安心な持続可能な社会の実現に貢献できると考えます。</p>	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。	無
110	シャープ (株)	P87 9 行目、 P87 23 行目 及び P89 15 行目	<p>大規模災害時における重要通信の確保のために、災害に強い衛星通信を実現できる体制を整備することが必要であることに賛同致します。被災地の自治体で、通信機器をどのように設置したらいいかわからないという課題も生じていることから、衛星とスマートフォンとの直接通信が可能な体制を広く構築して衛星通信の普及を推進し、多くの人が使い方に困ることなく災害時に利用できるようにすることが重要であると考えます。</p>	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。	無
111	(株) 鹿児島讀賣テレビ	-	<p>・能登半島地震では、放送設備の被災による放送障害が発生する一方で、インターネット空間での偽情報、誤情報の拡散が問題視されました。</p> <p>鹿児島県は南北 6 0 0 キロの広大なエリアに、1 2 5 0 を越える多くの離島を有し、更に全国の活火山の 1 割が集中、また台風の常襲地帯でもあり、常に災害と隣り合わせのエリアと言えます。</p> <p>その生活環境の中、地上波放送局の送信設備は平時から、災害時、有事まで、エリアの生活者に必要情報を届ける不可欠な社会インフラとなっています。</p>	放送ネットワークインフラに関する電波利用共益事務として「地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業」により放送事業者への支援が行われています。また、後段のご意見については、総務省において、当該電波利用共益事務とは別に地上	無

			<p>この重要な社会インフラを担う送信設備の維持、更新は、特に地理的条件の困難さが際立つ鹿児島エリアにおいて、放送事業者のみの努力では限界があります。</p> <p>このため、送信設備の維持、強靱化については電波利用共益事務に加える制度整備を要望します。</p> <p>・地上デジタル放送波を活用して自治体が発出した防災情報を住民に伝える「I P D C 災害情報伝達手段」は、国民の安心・安全の確保を目的として、総務省消防庁が技術ガイドラインを定め、民間レベルでも普及に向けた協議会立ち上げの動きがあります。</p> <p>当該システムについては、地上放送波を活用して自治体が住民の生命・財産を守るための有効な手段であると考えており、自治体がこのシステムを導入する際に電波利用料を活用することを検討して頂きたいと考えます。</p>	デジタル放送波を活用した災害情報伝達手段への支援に係る検討が行われる際の参考にされるべきと考えます。	
3-3-2. 電波監視・電磁障害発生抑止の在り方					
112	(株) インフォステラ	P93 11 行目	<p>現在の DEURAS では監視できる上限の周波数が 3GHz 近辺であり、無線通信を監視対象とした設備では 3GHz 以上を使用した高周波利用設備、レーダー、マイクロ波通信に加え、低軌道衛星からの SAR 信号などの電波発射原の特定は困難であると想像します。従来の監視員による電波監視から AI や発射原の自動解析機能を備えた電波監視設備の開発が望まれます。3GHz 以上においては、移動監視車の増強、あるいは民間への監視業務の委託により、監視能力の強化が期待出来ると考えます。監視施設の充実と並行して、無線局免許人に限定した英国 Ofcom で実施されている自局を中心とした近隣の無線局(発射原の特定を望まない局を除き)情報の地図上へのマッピングと報提供システムに類似したシステムを総務省で構築し情報提供する事により、無線局免許人自ら干渉源の推定に役立つと考えます。電波環境課からの資料提供の民間利用を通じ、総務省への報告/相談時に提供する情報に増える事で、結果として担当課による電波障害の分析と解決につながると考えます。</p>	いただいたご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。	無
113	富士通 (株)	P93 11 行目	<p>周波数割り当て・活用の拡大において、監視能力の強化が必要であるという原案の内容に賛同いたします。その実現にあたっては、安心安全、公正、安定的で持続的な監視を効率的に実現させていくことが重要であり、AI 等の新しい技術を活用したシステム化の推進が必要です。</p>	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。また、いただいたご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。	無
114	(株) 日立国際電気	P93 14 行目	<p>高周波利用設備や電子機器から輻射される不要電波による無線通信へ干渉は、万一の災害発生時の人命の安全確保・財産の保全、平時の地域住民への行政サービスや鉄道の安全運行等、社会生活に極めて大きな影響があることから、良好な電波利用環境を確保する観点から、本内容に賛同いたします。</p>	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。	無
3-3-3. 電波の適正利用に向けた方策					
115	(株) NTT ドコモ	-	<p>電波の安全性に関する国民のリテラシー向上に向けた取組を引き続き着実に実施していくことに賛同いたします。</p>	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。	無
3-4. 電波利用料制度の見直し					
3-4-1. 電波利用料制度の概要					
3-4-2. 電波利用料の使途					
116	(一社) 日本民	P104	<p>・基幹放送は情報のライフラインの役割を果たしています。民放を取り巻く経営環境が</p>	いただいたご意見は、賛同意見と	無

	間放送連盟、 (株)テレビ信 州、(株)毎日 放送、(株)テ レビ朝日、東海テ レ ビ 放 送 (株)、山形放 送 (株) 、 (株)フジテレビ ジョン	3行目	厳しさを増すなかで、国民視聴者に対する使命・役割を引き続き果たしていくためには、経営の選択肢を拡大し、各地域の事情に応じて、事業の効率性を高めていく必要があります。 ・「地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替促進」は、民放の経営の選択肢を拡大する施策であり、これを電波利用共益事務として実施することは、条件不利地域等における放送の維持の観点から国民視聴者の利益に適うものであるため、賛成します。	して承ります。	
117	(一社)日本ケ ーブルテレビ連盟	P104 3行目	小規模中継局等の放送受信環境の維持については、地デジ化の際に全国的に整備されました放送を受信するための環境が、一齐に老朽化しており、対応が必要となっております。一方で、これらの更新や維持運営のためには多額の費用が必要となっております。 放送受信環境においては、放送局が整備する小規模中継局の維持管理問題だけではなく、地域の住民が自主的に運営する辺地共聴施設においても同様の問題が顕在化しております。辺地共聴施設も地デジ化の際に整備されたものが全国的に多く運営されていますが、一齐に更新時期を迎えており、更新費用の負担が大きな課題となっております。 辺地共聴施設は住民の方が費用を出し合い、共同でアンテナを設置するものですが、更新費用を住民の方から集める際の合意形成がうまくいかない例が多数見られております。アンテナ部分を外して、代わりにケーブルテレビのネットワークに接続することで代替することもできますが、同様に住民の合意形成が課題となります。これらを踏まえ、災害時における安定的な運用、被災時の迅速な回復を行うためには安定的な運用基盤が不可欠と考えられますので、辺地共聴施設の機器更新費用の予算化に加え、ケーブルテレビ等による代替への円滑な移行支援策の策定を要望いたします。	1段落目にいただいたご意見は、賛同意見として承ります。 2段落目以降のご要望は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。	無
118	関西テレビ放送 (株)	P103 29行目	小規模中継局等のブロードバンド等代替促進の取組については、あくまでも個社の判断による選択肢の一つという前提のもとで、電波利用共益事務として実施検討することが適当であるという考え方には賛同します。	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。	無
119	中京テレビ放送 (株)	P103 24行目	放送は災害情報や地域情報などの基本情報を瞬時に伝達できる公共性の高い社会インフラであるため、放送ネットワークインフラの一部である小規模中継局等をブロードバンド等に代替する際には、一定の品質・信頼性を維持する必要があると考えます。 その上で、経済合理性と持続可能性を両立させながら、ブロードバンド等による代替を促進することにより空き周波数を確保することは、電波の能率的な利用に資する取組です。よって「地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替促進」等の取組は電波利用共益事務であるとの意見に賛同します。この取組に電波利用料を充当する事は、電波利用料制度の目的と照らし合わせても妥当であると考えます。	前段のご意見は、賛同意見として承ります。 後段の電波利用料の総額規模については、免許人の負担軽減の観点からむやみに拡大することはせずに抑制に努める必要があると考えます。	無

			一方で既存の事務の見直しを行い、現在の電波利用共益事務の総費用を超えないように調整いただくことを要望します。		
120	日本テレビ放送網(株)、青森放送(株)、日本海テレビジョン放送(株)	P104 10行目	<ul style="list-style-type: none"> ・民間放送事業者を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、国民・視聴者に対する使命・役割を引き続き果たしていくためには、経営の選択肢を拡大し、各地域の事情に応じて、事業の効率性を高めていく必要があります。 ・「地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替促進」は、特に民放ローカル局にとっての小規模中継局等の維持管理費増大といった喫緊の課題を打開するため、経営の選択肢を拡大することを可能とする施策であると考えます。 ・ブロードバンド等による代替促進を電波利用共益事務として実施することは、民放事業者が放送法第92条で定められた責務を果たし、国民・視聴者の利益に資する上でも重要です。実効性を確実なものとするため、制度・財政の両面からの行政による強い後押しを要望します。 	<p>いただいたご意見は、賛同意見として承ります。</p> <p>また、地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替の実現に向けた検討は、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」において引き続き行われるものと考えます。</p>	無
121	朝日放送テレビ(株)	P104 3行目	<ul style="list-style-type: none"> ・「地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替促進」は、民放の経営の選択肢を拡大する施策であり、これを電波利用共益事務として実施することは、条件不利地域等における放送の維持の観点から国民視聴者の利益に適うものであるため、一定の理解はできます。ただし、その代替促進手段はブロードバンド「等」と記載されているように、ケーブルテレビ等による代替もあるのではないかと考えます。代替手段においては、各地域の事情に適したものを選択することが、国民視聴者の利益に適う方法であると考えます。幅広い議論の上での選択肢であるべきと要望します。 	<p>前段のご意見は、賛同意見として承ります。</p> <p>後段のご要望は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。</p>	無
122	中部日本放送(株)及び(株)CBCテレビ※連名	P104 3行目	<p>小規模中継局等のブロードバンド等による代替促進は、ローカル局の経営の選択肢を拡大し、放送を広く維持し続けるために検討の価値のある施策であるため、電波利用共益事務として実施することに異論はありません。</p> <p>一方で放送事業者は、放送ネットワークインフラ構築にあたり、複数中継局で周波数を共用し、効率的に周波数を使用しています。ブロードバンド代替によって生じる空き周波数の有効利用を検討するに当たっては、既存中継局からの放送に影響が生じないよう慎重な検討が必要と考えます。</p>	<p>前段のご意見は、賛同意見として承ります。</p> <p>後段のご意見は、総務省における具体的な検討の中で、既存無線システムの運用に配慮し、慎重かつ丁寧な検討が行われるべきものと考えます。</p>	無
123	鹿児島テレビ放送(株)	P102 5行目	<p>②主な意見、③考え方に記載があるとおり、B B代替等で小規模中継局の周波数が整理されることにより空き電波を新しく使えることになる。B B代替のための住民説明に関する費用、条件不利地域にある中継局の廃局にかかる(局舎・鉄塔などの撤去)費用、対象住民のB B回線費用負担などに電波利用料を利用した公的支援を要望致します。</p> <p>また、離島への光伝送回線費用や条件不利地域にある中継局の更新についても電波利用料を利用した公的支援を要望します。</p>	<p>前段のご意見は、賛同意見として承ります。</p> <p>後段のご要望は、総務省において今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>	無
124	(株)TBSラジオ	-	<p>「地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替促進」等の取組について、電波利用共益事務としての実施を検討することに賛成します。</p> <p>地上基幹放送の一翼を担う地上民放ラジオ事業者は、メディア環境の変化の中、大変厳しい経営環境に置かれています。地域に根差す地上民放ラジオ事業者の経営の持続可能性が高まるよう、ラジオ放送のインターネット配信である「radiko」が「テレビ地上波の中継局等のブロードバンド等による代替」と、同等に位置づけいただ</p>	<p>前段のご意見は、賛同意見として承ります。</p> <p>radiko についてのご意見は、総務省において今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>	無

			たいと思います。		
125	(株)南日本放送	-	<p>『「地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替促進」等の取組について、電波利用共益事務としての実施を検討することが適当である。』との考え方に賛同する。</p> <p>代替促進の具体策として、次の点について電波利用料等を財源とした公的支援を要望する。</p> <p>①「地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替」について、ブロードバンド代替のための回線費・工事費などの費用、ならびに廃局となる中継局の撤去費用</p> <p>②離島などへ長距離の放送伝送路について、電波による中継から有線伝送に変更する場合の通信回線料などへの支援</p> <p>また、地上デジタル放送開始の際、条件不利地域として支援の対象となった中継局について、特に離島地域における、災害時の情報伝達手段を維持・確保する観点からも、設備更新への公的支援を要望する。</p>	<p>前段のご意見は、賛同意見として承ります。</p> <p>後段のご意見は、総務省において今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>	無
126	(株)テレビ東京ホールディングス	P104 3行目	<p>・当社は昨年12月、「デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会」における検討課題に関する意見募集において、「ブロードバンド等による代替を電波利用共益事務とし、その費用のために電波利用料を使用することは妥当であり、総務省が制度・財務面から後押しすることは有意義と考えます」との意見を提出しました。本報告書（案）で示された考え方は、当社の意見に沿うものであり、賛成します。</p> <p>・能登半島地震をはじめ、台風・大雨など自然災害が多発する日本で、地上基幹放送は、緊急時・災害時において国民の安心安全や生命財産を守る重要な社会インフラと認識しています。また平時には国民・視聴者の「知る権利」に応え、情報や趣味・娯楽等の番組を365日送り届けています。</p> <p>放送を取り巻く環境が厳しさを増す中で、引き続きこうした放送の義務・役割を果たしていくためには、その根幹をなす放送ネットワークインフラの維持確保が不可欠です。とりわけ世帯カバー率が小さく、老朽化が進む小規模中継局等の扱いは喫緊の経営課題であり、経済合理性の観点からブロードバンド等による代替の可能性を分析・検討しています。</p> <p>・電波利用共益事務としてブロードバンド代替等を促進することは、地上放送事業者の費用負担の軽減のために有効ですが、代替の判断材料として具体的な拠出規模・対象等を速やかに明らかにすることを望みます。国策として、受信困難地域においても放送インフラの維持確保に努めることは適当であり、国民・視聴者の利益に資する重要な施策と考えます。</p>	<p>前段にいただいたご意見は、賛同意見として承ります。</p> <p>後段のご要望は、総務省において今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>	無
127	(株)鹿児島読売テレビ	-	<p>・地上波放送事業者は、「あまねく受信の努力義務」のもと、エリアの住民生活に資する情報の安定的な提供の為に放送ネットワークインフラの維持に努めていますが、経営状況を鑑みて、中継局の維持、更新について効率性を高めることは喫緊の課題です。</p> <p>・特に、条件不利地域である鹿児島県の離島地域の住民に安定的に情報を届ける為に、放送波中継ルートの災害リスクの軽減、効率化の為に光回線化</p>	<p>3段落目にいただいたご意見は、賛同意見として承ります。</p> <p>その他ご要望は、総務省において今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>	無

			<p>に電波利用料の活用をお願いします。</p> <p>・「地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替促進」も、離島地域に対して、安定的に情報を伝達する為の放送設備の強靱化に資する有効な手段であると考えます。</p> <p>このため、ブロードバンド等による代替促進を電波利用共益事務として実施することは、エリアの住民生活向上に向けて大変重要な施策と考えます。ブロードバンド代替を進めるうえでは、住民側の設備費用負担への懸念、離島部の光ファイバーの脆弱性に伴う強靱化などの課題に対しても配慮をお願いします。</p>		
128	(株) 鹿児島放送	P102 5行目	<p>②の小規模中継局等で使っている周波数が、ブロードバンド等による代替が実現した場合、将来的に空き周波数を他のシステムで利用できることから、伝送路の確保について電波利用料活用の検討を要望するという意見および③の考え方に賛同します。</p> <p>当社は現在奄美地区などの島しょ部へテレビ放送を届けるため、大規模な鉄塔やアンテナを設置し放送を行っています。地震、台風、大雨などの自然災害の被害が増加するなかにあつては、テレビ放送は住民の生命および財産を守る上で欠かすことのできない情報源であり、基幹放送局に課せられた使命であります。今後はブロードバンド等を活用しながら放送を維持し、電波の有効利用にも貢献することになることから、電波利用料の使途の見直しを希望します。</p> <p>具体的には、ブロードバンド等による代替で廃局となったテレビ中継局の局舎・鉄塔などの撤去に関する費用、条件不利地域の放送設備等の更新費用および島しょ部等への放送維持に関わる中継回線費用について電波利用料を使用することを希望します。</p>	<p>前段のご意見は、賛同意見として承ります。</p> <p>中段・後段のご要望は、総務省において今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>	無
129	(株) 熊本県民テレビ	P103 7行目	<p>【原案】人口減少に加え設備の老朽化等による地上波放送インフラが維持困難となる地域で、小規模中継局や共聴設備のケーブルテレビへの移管の円滑化や運営・維持管理の負担軽減が必要。</p> <p>【意見】事業者等からの主な意見のうち、上記意見はローカル局にとって重要なポイントと考えます。自然災害の際に必要とされる情報の担い手として、また地方経済や文化の活性化の面でも地方局が担う役割はきわめて大きいという観点から、電波利用料の負担が過大にならないようにしていただくよう要望します。</p>	<p>電波利用料の総額規模については免許人の負担軽減の観点からむやみに拡大することはせずに抑制に努める必要があると考えます。</p>	無
130	(株) テレビ宮崎	P104 10行目	<p>民間放送事業者とNHKおよび総務省が推進しているブロードバンド等による代替の取り組みは、限られた電波の有効利用となるとともに、経営環境が厳しさを増す放送局の経営基盤強化にも資する方策であると考えます。地域のライフラインとしての使命・役割を引き続き果たしていくためには、事業の効率性をさらに高めていく必要があります。地域住民にとって重要な情報基盤である放送が、その役割を持続的に果たしていくためにも当該取り組みを電波利用料財源によって推進するよう要望します。</p>	<p>いただいたご意見は、賛同意見として承ります。</p>	無
131	(株) テレビ愛媛	P104 29行目	<p>地域の地上基幹放送局において中継局の維持運用は、置局数が多いほど経営上の負担となっています。小規模中継局をブロードバンド等に代替することは、将来的にローカル放送局にとって負担軽減のための選択肢となり得ます。同時に一定の周波数帯域を空けることで電波有効利用に資するものであり、電波利用料の使途として賛同いたします。</p>	<p>いただいたご意見は、賛同意見として承ります。</p>	無

132	広島テレビ放送(株)	P103	民放は厳しい経営環境に直面しており、国民や視聴者に対して役割を果たすためには、経営の選択肢を広げ、地域の事情に合わせて効率性を高める必要があります。特に「中継局の共同利用」で検討されている「ブロードバンド代替」が進めば、小規模中継局で使用する周波数が無くなることで電波の効率的な運用に繋がり、中継局の維持管理費も削減できる可能性があります。小規模中継局の電波を受信する視聴者にとっては災害時のライフラインでもあるため、ブロードバンド代替に対して電波利用料を活用することを要望します。	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。	無
133	札幌テレビ放送(株)	P105 3行目	・地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替については、放送事業者の経営の選択肢の一つとなりうるため、電波利用共益事務として実施することに賛同します。ただし、各エリアの事情によりそれを選択する時期に違いが出る可能性があることから、一時的ではなく将来にわたり永続的に実施されていくことが必要と考えます。	前段のご意見は、賛同意見として承ります。 後段のご要望は、総務省において今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。	無
134	(一社)日本民間放送連盟、(株)テレビ信州、(株)テレビ宮崎、中部日本放送(株)及び(株)CBCテレビ※連名、(株)テレビ朝日、西日本放送(株)、東海テレビ放送(株)、札幌テレビ放送(株)、関西テレビ放送(株)、(株)フジテレビジョン、青森放送(株)、日本海テレビジョン放送(株)、日本テレビ放送網(株)	P104 6行目	・電波利用共益事務の費用を無線局免許人が公平に負担するという電波利用料制度の趣旨を維持したうえで、総額は約750億円規模からさらに抑制する努力を不断に行うとともに、歳入超過にならないよう設計し、無線局免許人の負担軽減を図るべきと考えます。	電波利用料の総額規模については免許人の負担軽減の観点からむやみに拡大することはせずに抑制に努めるとともに、歳入と歳出については引き続き一致させるよう努めていくことが必要であると考えます。	無
135	(株)テレビ東京ホールディングス	P104 6行目	・本報告書(案)では、既存の事務の見直しを適切に行い、電波利用共益事務の総費用は現在の規模(約750億円規模)を超えない程度としましたが、「地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替促進」等の取組を電波利用共益事務に加えて現在の規模に収めるためには、優先度の低い既存事務の見直しや整理の徹底が重要です。電波利用共益事務の現在の総費用の妥当性について	電波利用料の総額規模については免許人の負担軽減の観点からむやみに拡大することはせずに抑制に努めるとともに、歳入と歳出については引き続き一致させるよう努めていく	無

			<p>検証すると共に、一層の抑制に努めることを要望します。</p> <p>・総務省においては、電波利用共益事務の費用抑制と併せて、電波利用料の負担と受益の適正性を精査し、地上放送事業者の電波利用料の負担軽減につながることを求めます。</p> <p>なお、歳入が歳出を上回り余剰金が生じた場合には一般財源ではなく特定財源として、次期の料額算定に組み入れる等、柔軟な制度改正が行われることを期待します。</p>	<p>ことが必要であると考えます。</p>	
136	(株) テレビ朝日		<p>歳入超過の場合、超過分を他の用途に流用するよりも、事業者の負担軽減を優先することは電波利用料制度の趣旨にかなった対応だと考えます。</p>	<p>電波利用料の歳入と歳出については引き続き一致させるよう努めていくことが必要であると考えます。</p>	無
137	(株) ビーエスフジ	P102 1行目	<p>基幹放送は情報のライフラインの役割を果たしています。一方で民放の経営状況は厳しさを増しており、限られた電波を一層有効利用し事業の効率性を高めるべく有用な検討を要望します。</p> <p>電波利用料の用途について、トラポンの効率活用の為の研究開発や実証実験等、国民の生命と財産を守る基幹衛星放送事業の持続可能な発展とインフラコストの低廉化に寄与する有効活用を期待します。</p>	<p>総務省では、有限希少な電波資源の有効利用を促進しているところ、いただいたご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。</p>	無
138	読賣テレビ(株)	P104 3行目	<p>徴収したものの、使い残され積み上がっている電波利用料は 2022 年度末で約 723 億円に上っている。年々、自然災害が激甚化し、さらに今後の巨大地震のリスクが高まる中、使われずに残っている電波利用料や、今後の電波利用料の用途について、放送局の送信設備などの耐災害性強化のために、積極的に活用していただきたい。</p>	<p>放送ネットワークインフラに関する電波利用共益事務として「地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業」により放送事業者への支援が行われています。</p>	無
139	読賣テレビ(株)	P104 3行目	<p>・地上デジタル放送波を活用し、自治体が発出した防災情報を住民に伝えるシステム「IPDC 災害情報伝達手段」について、自治体が住民の生命・財産を守るために有効な手段だと当社では考えており、すでに実施している。この伝達手段については、普及促進に向け、総務省消防庁が技術ガイドラインを定めたほか、民間レベルでも普及を進めるための協議会の立ち上げに向けた動きが進んでいる。(7 月現在) 自治体がこのシステムを導入する際の補助として電波利用料を活用する方法もあるのではないかと。災害時、国民の生命・財産を守るために、輻輳がない電波を活用することは電波利用に対し、国民の納得感にもつながるはずだ。</p> <p>■民放テレビ事業者は「あまねく受信努力義務」のもと、全国津々浦々の視聴者に確実に情報を届けるため、放送ネットワークインフラの維持に努めている。しかしながら、想定を超える人口減少社会が進んで行く中、条件不利地域にも、住民の負担が少なく、放送番組が届くようにするため電波利用料を使っていただきたい。</p>	<p>放送ネットワークインフラに関する電波利用共益事務として「地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業」により放送事業者への支援が行われています。いただいたご意見は、総務省において、当該電波利用共益事務とは別に地上デジタル放送波を活用した災害情報伝達手段への支援に係る検討が行われる際の参考にされるべきと考えます。</p>	無
140	(株) TBS テレビ	P103 10行目	<p>・放送番組をあまねく届けることによって公共的な使命を持続的に果たしていくため、特に民放ローカル局にとって、設備の運用を含めた事業の効率性を高めていく必要があります。「地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替促進」を、電波利用共益事務として実施することによって、放送の代替に関する事業を行政が幅広く支援していただくことを強く要望します。</p> <p>・電波利用共益事務の費用を無線局免許人が公平に負担するという制度の趣旨を</p>	<p>前段のご意見は、賛同意見として承ります。</p> <p>電波利用料の総額規模については免許人の負担軽減の観点からむやみに拡大することはせずに抑制に努めることが必要であると考えます。</p>	無

			維持したうえで、電波利用料の総額について現状の総額の維持・固定化につながらないように、制度を設計するべきだと考えます。		
141	住友商事 (株)、(株) Sharing Design、東急 (株)	P102 1行目	情勢変化を踏まえ、電波利用料の用途を3年ごとに見直すことについて賛同します。今後デジタルビジネス拡大に向けては、特定基地局開設料や条件付オークション収入の活用等による5Gエリア整備や5Gビジネス等の積極支援を実施することも重要と考えます。	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。	無
142	(株)NTTド コモ	P103 16行目	「携帯電話基地局等の耐災害性強化」の取組に関して、電波利用共益事務としての実施を検討することについて、賛同いたします。	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。	無
143	ソフトバンク (株)	P104 6行目	電波利用料は無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用を、当該事務の受益者である免許人等全体で負担するものであり、電波の適正利用確保のために不可欠なものに限り利用することを趣旨とすることから総費用の抑制に努めるべきであるため、現在の総費用を超えない程度とする方向性に賛同します。	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。	無
3-4-3. 電波利用料の料額算定					
144	広島テレビ放送 (株)	-	電波利用料の算定にあたっては、電波利用料共益事務の効率化と必要性の検証を徹底し、電波利用料の総額を抑制して、可能な限り免許人の負担が軽減されることを希望します。また歳入と歳出の予算額を一致させ、余剰金は次年度に繰り越すなど適切に活用することを期待します。放送は信頼されるメディアとして高い公共性を有しています。料額算定には十分な配慮を求めます。	具体的な料額については、今後、総務省において検討されるものであり、適正に算定されることが期待されます。	無
145	KDDI (株)	P106 10行目	電波利用料の料額算定については、昨今の電波利用の拡大等の状況も踏まえつつ、適時適切に電波利用料負担の適正化が検討されることが重要であると考えます。	電波利用料の料額は、引き続き、総務省において電波の利用状況等を踏まえた算定を行っていくことが必要であると考えます。	無
146	スカパーJSAT (株)	P106 8行目	現在の算定方法では、新規ビジネス等で局数が少ない時に電波利用料の負担が相対的に大きくなり、デスパレーを突破する障害になっている可能性があるものと認識しています。したがって、3-4-2に記載されているとおり総費用を抑えるとともに、算定に係る基本的枠組みについても検討を行うことが適当と考えます。	電波利用料の総額規模については免許人の負担軽減の観点からむやみに拡大することはせずに抑制に努めることが必要であると考えます。 また、電波利用料の料額は、電波利用共益費用を無線局免許人等で無線局数等を勘案して分担することとしていることから、基本的枠組みは維持することが適当であると考えます。	無
147	スカパーJSAT (株)	P106 13行目	衛星ダイレクト通信について記載されていますが、人工衛星から発射される電波に課せられる電波利用料については、日本国内向けに衛星通信サービスを提供しているものであっても、他国の人工衛星には課されず、日本の人工衛星局のみに課されるため、日本の人工衛星を利用したビジネスが不利になる可能性があります。したがって、人工衛星から発射される電波については、3-1-6.(1)に記載されているとおり、電波利用料の面でも国際的な調和と競争を見据えた料額の算定を希望します。	御指摘の「他国の人工衛星」は、電波法の適用対象ではなく、同法に基づく免許が付与されていないため、電波利用共益費用が発生しないものの、同法の免許等が付与されている無線局は、それに係る電波利用共	無

				益費用が発生していることから、当該無線局の免許人等には電波利用料の納付を求めているものと考えます。	
148	(株) テレビ宮崎	P106 8行目	電波利用料の料額算定に係る基本的枠組みや特性係数を維持するとの方針は、電波利用料制度の継続性・安定性の観点から妥当と考えます。	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。	無
149	(一社) 日本民間放送連盟、青森放送(株)、日本テレビ放送網(株)、(株) 熊本県民テレビ、テレビ朝日放送(株)、(株) テレビ朝日、(一社) 日本ケーブルテレビ連盟、東海テレビ放送(株)、(株) TBSテレビ、日本海テレビジョン放送(株)、(株) テレビ信州	P106 8行目	・電波利用の全体状況を見通したうえで、大きな事情変更がないため、料額算定に係る基本的枠組みや特性係数を維持するとの方針は、電波利用料制度の継続性・安定性の観点から妥当です。 ・電波利用料制度の見直しは3年ぶりです。継続性・安定性の観点から、今後も見直しの周期は3年を下回らないようにすべきです。	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。 また、電波利用料の料額算定については、電波の利用状況等を踏まえ、適時適切に検討することが必要であると考えます。	無
150	(株) フジテレビジョン	P106 8行目 及び 17行目	特性係数の維持は妥当と考えます。一方で、現在の料額算定は「ひっ迫帯域」とされる6GHz以下の帯域の経済的価値を重視する算出方法になっており、電波利用料は共益費であるという制度本来の在り方から逸脱することのないよう求めます。 また、そもそも電波利用料は、電波利用共益事務費用として事業者が負担したものであり、その余剰金を一般会計に組み入れて他の目的に流用することは本来の趣旨とは異なります。電波利用料の歳入が歳出を上回る場合には、余剰金を次年度以降の電波共益費用等に繰り越して活用することや、次年度以降の電波利用料をその分削減することで、事業者の料額負担を少しでも軽減できる制度に改めることを要望します。	特性係数に係るいただいたご意見は、賛同意見として承ります。 また、歳入と歳出については引き続き一致させるよう努めていくことが必要であると考えます。いただいたご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。	無
151	(株) テレビ東京ホールディングス	P106 8行目 及び 17行目	・電波利用料の料額算定に係る基本的枠組みや特性係数について維持する方針が示されたことは理解します。しかし、19年度の電波利用料改定では3年ごとの見直しが1年早まり、電波利用共益費用を約620億円から約750億円へ大幅に引き上げ、電波利用料の負担額が増えた経緯があります。無線免許人の経営にとって電波利用料の継続性や安定性は重要です。 ・電波利用料制度は、電波利用共益事務の費用を、その受益者である免許人等が役割・機能に応じて分担するものと認識しており、今後もその趣旨を維持することが必要と考えます。電波利用共益事務の各事業の適正化・効率化を図り、費用総額の	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。 また、電波利用料の総額規模については免許人の負担軽減の観点からむやみに拡大することはせずに抑制に努める必要があると考えます。	無

			抑制と電波利用料の軽減に努めることを求めます。		
152	UQ コミュニケーションズ (株)	P106 17 行目	電波利用の料額算定について、今後も電波利用の状況を踏まえて適切に見直し が実施されることが重要であり、特性係数の適用について継続検討されるべきと考え ます。	BWA の特性係数について、現時 点からの大きな事情変更が見込まれ ないことから、現状を維持することが 適当であると考えます。 また、電波利用料の料額算定に ついては、電波の利用状況等を踏ま え、適時適切に検討することが必要 であると考えます。	無
153	ソフトバンク (株)	P106 8 行目	当社プレゼンでご説明した通り、端末の電波利用料の算定において上限値を用い て算定する現行の算定方式では、IoT 端末が増加した場合に収益性の低い IoT で 電波利用料を負担する割合が増加し、電波利用料が IoT の普及に足かせとなる可 能性があると考えます。 将来の IoT 契約の伸びを踏まえると今後数年以内には上記の問題が顕在化する ことが考えられるため次期懇談会において算定の枠組みについて根本的な見直しを行 うことが必要だと考えます。	携帯電話端末に係る電波利用 料の算定について、現時点からの大 きな事情変更が見込まれないことか ら、現状を維持することが適当である と考えます。 また、電波利用料の料額算定に ついては、電波の利用状況等を踏ま え、適時適切に検討することが必要 であると考えます。	無
154	ソフトバンク (株)	P106 10 行目	3.6GHz 超の周波数帯も携帯電話での利用が進んでおり利用に大きな差がなくな っていることから区分を廃止する方向性に賛同します。	いただいたご意見は、賛同意見と して承ります。	無
155	ソフトバンク (株)	P106 13 行目	衛星モバイルダイレクト端末では電波監視や総合無線局管理ファイルの管理等の 電波利用共益事務において重複が想定されるため、重複を考慮した算定とする方向 性に賛同します。	いただいたご意見は、賛同意見と して承ります。	無
156	中部日本放送 (株) (株) CBC テレ ビ	P106 17 行目	・現行制度のテレビジョン放送料額区分 (2kW 以上 10 kW 未満) においては、 中京広域圏に特別料額区分が設定されており、その金額は同じく特別料額区分が 設定されている近畿圏と同じです (105,833,900 円)。中京広域圏のサービスエリ ア世帯数が近畿圏の約 5 割であることを考えると、特別料額区分における料額設定 には、世帯数も算出根拠に入れるべきであり、中京広域圏の料額設定はより低く設 定されるべきものと考えます。 ・現在の電波利用料額は、令和 4 年から令和 6 年までの 3 年間で必要と考えられ る電波利用共益費用をもとに算出されています。制度の継続性等の視点で考える と、見直しの期間は今後も 3 年を下回らないようにすべきです。	基幹放送局のうちテレビジョン放 送をするものに係る特定地域につ いては、現時点からの大きな事情変更 が見込まれるものではないことから、 現状を維持することが適当であると 考えます。 また、電波利用料の料額算定に ついては、電波の利用状況等を踏ま え、適時適切に検討することが必要 であると考えます。	無
157	(一社) 日本民 間放送連盟、広 島テレビ放送 (株)、(株) 毎日放送、日本 テレビ放送網	P106 3 行目	・1.2GHz/2.3GHz 帯 F P U の電波利用料は、放送事業者が保有する他の移動 局、固定局と比較して極端に高額です。このままでは、放送事業者は高額な負担を 継続することが難しく、マラソン・駅伝といったロードレース中継や報道中継などの良質 な番組制作に支障をきたし、国民にとって大きな不利益につながります。したがって、同 F P U の電波利用料の負担軽減をあらためて要望します。	具体的な料額については、今後、 総務省において検討されるものであ り、適正に算定されることが期待され ます。	無

	(株)、朝日放送テレビ(株)、山口放送(株)、(株)テレビ朝日、西日本放送(株)、東海テレビ放送(株)、(株)TBSテレビ、青森放送(株)、日本海テレビジョン放送(株)、(株)フジテレビジョン				
158	広島テレビ放送(株)、日本テレビ放送網(株)、西日本放送(株)、(株)TBSテレビ日本海テレビジョン放送(株)、(株)フジテレビジョン	P106 3行目	1.2GHz/2.3GHz帯FPUの周波数帯域は他の無線業務と共用運用されていることから、電波の有効利用に大きく寄与しており、負担軽減の対象として検討に値すると思います。	具体的な料額については、今後、総務省において検討されるものであり、適正に算定されることが期待されます。	無
159	青森放送(株)		1.2GHz/2.3GHz帯FPUの周波数帯域は共用運用されていることから、電波の有効利用に大きく寄与しており、負担軽減の対象として検討に値すると思います。同FPUの電波利用料の負担軽減に加えて、使った分だけ利用料を支払うなど負担の仕組みの見直しについても強く要望します。	具体的な料額については、今後、総務省において検討されるものであり、適正に算定されることが期待されます。	無
160	(株)テレビ朝日	-	・放送は毎日途切れることなく、視聴者に有益な番組、情報を発信しており、特に非常災害時において国民の生命・財産を守るため、取材による情報収集を担っています。特性係数、費用分担等の検討の際には、制度の継続性・安定性の観点から、こうしたことを念頭においていただくよう要望いたします。	無線システムの公共性等については、特性係数において既に考慮されているものと考えます。	無
その他					
161	個人②	-	別紙1について ・50ページの脚注49の3行「一日あたり」は「一日当たり」のほうがよい。他の箇所の例と同様に。 ・74ページの脚注51の1行「あたり」は「当たり」のほうがよい。	ご指摘のとおり修正いたします。	有
162	個人③	-	専門バイト(インターネットショッピング感覚)で働く場合、会社のマニュアルをAIに説明してもらえば、オールラウンダー社員(正社	いただいたご意見は、報告書(案)に対する直接のご意見でない	無

			員)の仕事も増えず、仕事に集中できるはずです。 また、専門バイトが仕事を始める際、オールラウンダー社員の仕事の指示を AI に解説してもらえば、何時に何をするか、事細かに AI に記録される為、再度確認出来ますし、効率が良いと思います。	ため参考意見として承ります。	
163	個人④	-	結局は物理的な「周波数」ベースの話が続いており、既存の話の延長線上でしか会話されておらず新奇性に乏しいと断罪せざるを得ない。 もう少し夢物語を入れてもよいのではなかろうか。 例えば、同一周波数帯での多種変調方式利用 (AM/FM あるいは FM/PM) や高コストな AM 高出力に対する IOT デバイスを使用した小セルでのゾーン対応とか 素人 (ただし電波工学へあるていど素養はある) でもこっぴど夢が思いつくのだからもう少し新奇性を入れ込んでほしい。 ちなみに冒頭で周波数ベースと書いたが、ところでこれってクラウドにおけるインスタンスの考え方と似ていないか? こうした違った観点からも検討願いたい。	いただいたご意見は、報告書 (案) に対する直接のご意見でないため参考意見として承ります。	無
164	個人⑤	-	楽天モバイルに割り振られているプラチナバンドの帯域が狭過ぎるので、他の docomo などの企業と同等の帯域を再割り当てすべき。そうすることでビジネスはより拡大する。 というより、総務省が電波を不平等に割り振るせいで公正な競争が阻害されている。	いただいたご意見は、報告書 (案) に対する直接のご意見でないため参考意見として承ります。	無
165	個人⑥	-	電波の再割り当てを円滑にすべきとあるが、楽天モバイルに対する割り当てが全く進んでない。楽天モバイルに割り振られているプラチナバンドの帯域が狭過ぎる。総務省が平等に電波を割り振らず、他の docomo などの既存企業を優遇している状況は明らかに総務省の意図的な不作為だ。天下りが要因なのかな検討ばかりで実行しないのは社会にとって害悪である。 あと docomo や KDDI の天下りはあるのか明言してほしい	いただいたご意見は、報告書 (案) に対する直接のご意見でないため参考意見として承ります。	無
166	個人⑦	-	電波の再割当てが早い方がいいという旨のことが書いてあるが、楽天モバイルに割り振られているプラチナバンドの帯域が狭過ぎる。 楽天モバイルがプラチナバンドを要求してからかなりの時間を要しているが、これは docomo などが天下りを利用して、プラチナバンドの割り当てを妨害しているのではないかと思う。 ここで総務省は一度、天下りの実態を調査すべきだと思う。	いただいたご意見は、報告書 (案) に対する直接のご意見でないため参考意見として承ります。	無
167	広島テレビ放送 (株)	-	放送は公共性や文化性が高く、災害時のライフラインとしての社会的役割を果たしています。特に人口過疎地域の放送インフラは 1 世帯あたりの伝送コストが上昇、設備の更新や維持が困難になっています。民放には「あまねく努力義務」を求められていますが、今後も放送インフラの維持を求められるのであれば、様々な面で国策としての支援を要望します。	いただいたご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。なお、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」において地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替の実現に向けた検討を引き続き行われるものと考えます。	無

168	(一社) 全国船舶無線協会 水洋会部会	-	<p>【船用電子機器業界の要望】船用電子機器は電波法に基づく型式検定や工事設計認証の合格品が装備されますが、現状制度では外国検定に比べて、同等部品への交換に伴う設計変更における手続きが煩雑かつ、設計変更への制約が格段に大きい状況です。これまで部品の在庫確保等で極力、設計変更を行わないように必死に努力してきたメーカーの対応も限界であり、メーカー負担増大や国際競争力の低下が大きな業界の課題となっています。当該業界におけるデジタルビジネスのさらなる拡大のためには、技術開発のみならず、それを支える基盤分野の制度整備を並行して進めることで、同ビジネス拡大のためのリソースの確保が必要不可欠です。今後、我が国の電波産業の1つである当該産業分野のデジタル化をさらに進めることで、我が国の輸出入のほぼ100%を担う海上輸送を支え、国際競争力のある船用電子機器産業がさらに活性化していくものと考えております。</p>	<p>いただいたご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。</p>	無
169	個人⑧	-	<p>「RADIO イニシアティブ」という造語ですが、無理やり感もあり、ラジオとぐっちゃになりかねないので、日本語にしてください。</p>	<p>「RADIO イニシアティブ」はこれまでの懇談会における議論を積み重ねた結果として編み出したものであり、本報告書で述べている4つの政策の柱を表現する用語として適切と考えますので、原案のとおりとさせていただくことにご理解をいただきたいと思っております。</p>	無
170	個人⑧	P99	<p>99ページ以降で電波利用料制度の見直しについて記載されていますが、従来通りの「当該期間に必要と見込まれる電波利用共益費用を当該期間に開設されると見込まれる無線局の免許人等で負担する」という考え方ではなく、携帯電話等の通信目的と、放送そのもの（広告収入）で利潤を生みだしているTVとは性格を異にしていることを勘案し、諸外国のように入札制をとって、より高額の設定にすべきです。TV局の総収入に占める電波利用料の比率が低く抑えられすぎです。</p>	<p>具体的な料額については、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。</p>	無
171	ソフトバンク(株)	-	<p>【BWAの資本規制の在り方について】 全国BWAについては5G化の進展により携帯電話との一体的な運用が進むと想定しており、このような運用傾向は下記のような理由からさらに強まると想定されることから、対象となるシステムの発展に合わせて資本規制(※)の在り方について、次期懇談会に向けて適時検討を開始いただくことを希望します。 ※携帯電話事業者との1/3以上の資本関係不可</p> <p>[全国BWAの制度経緯及び活用方法] ・携帯電話と異なる特徴を有するシステムとして導入がなされたものと理解 (BWA: データ通信を特徴とするシステム、携帯電話: 音声通信(当時の“3G”)を特徴とするシステム) ・導入当初は、システム間の特徴の違いを踏まえ、携帯電話との技術競争を促進する観点から、携帯電話事業者との「資本規制」等を免許条件として付与 ・昨今のLTE(4G)・5G化の普及・進展に伴い、現在は以下に例示するようにシステムの分け隔てなくサービスを提供することが可能</p>	<p>いただいたご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。</p>	無

			<p>①携帯電話(TD-LTE)と技術基準は実質的に同等(5Gも技術基準は同等) ②CAにより、スマホ等で携帯電話と一体的にサービスを提供 ③MVNOに対しても接続料を一体として算定し提供</p>		
172	ソフトバンク(株)	-	<p>【ローミング利用の在り方】 当社プレゼンでご説明した通りモバイル市場における適切な設備競争を促進する観点から、直近の周波数の割当て(※)に係る認定条件にも付与されているとおり、MNOは自らネットワークを構築して事業展開を図ることが原則とされおり、ローミングは障害時等の有事の対応、非競争領域におけるネットワーク整備、又はネットワーク整備前の補完的な措置として活用することが効果的であり、期限のないローミング利用は本来実施すべき自社による設備構築を怠ることに繋がりにくく、結果として周波数の有効利用を阻害する可能性があることも否定できないと考えます。</p> <p>よって、ローミングを行っているMNO事業者が自社による設備構築を前倒し整備しサービスを開始したのであれば、上記原則に則り周波数有効利用の観点から早期に自社による設備構築を推進しローミングの終了時期についても前倒しを行うべきであり、次期懇談会を待たず適切な場において同質周波数によるローミングの利用期限や範囲等について適切か否かの検討を行うことが必要であると考えます。</p> <p>※700MHz帯における移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画の認定</p>	<p>いただいたご意見は、総務省において今後の参考とされるべきと考えます。</p>	無
173	個人⑨	-	<p>所々書いてある「ワクワクするような」という表現については、不適切なので削除すべきであると考えます。</p> <p>「ワクワクするような」というような性質が求められているわけではなく、基本として利便の充実があれば良いのである。</p> <p>「便利で豊かな暮らし」のような表現を使うようにすべきと考えます。</p>	<p>「ワクワクする」は、これまでの懇談会における議論を積み重ねた結果として編み出したものであり、本報告書で述べているワイヤレスサービスが拓く未来を表現する用語として適切と考えますので、原案のとおりとさせていただくことにご理解をいただきたいと思っております。</p>	無
174	個人⑩	-	<p>第3章に「安全・安心な社会の実現」と題した項目があるが、安心・安全に対する最大の脅威である軍事的な有事やそれに発展するグレーゾーン事態に対する備えに関する記載が希薄に感じる。今回の懇談会における検討事項外だったので特に記載もしていないということであれば、仕方が無いのかもしれないが、いささか残念である。</p> <p>電子戦の重要性は高まる一方であり、それは防衛省・自衛隊に任せきりにすることではなく、電波行政を所管する総務省の役割も大きいのではないかと。</p> <p>有事においては、例えば、自衛隊および警察・消防等の公共用途の優先度を上げて民間の電波利用を抑制する、といった措置をとる必要が生じうると愚行するが、そのようなケーススタディはやっているのか。技術の進歩等に伴いリスクシナリオも常に変動しているものと推測するが、適時適切な見直しはされているのか。</p> <p>また、民間のみならず、防衛省・自衛隊においても電波利用は拡大の一途をたどっていると推測する。平時においてこそ、有事に備えた訓練が欠かせないが、自衛隊において各種の訓練を実施する際にそれらの電波を利用するアセットを充分に実働できて</p>	<p>いただいたご意見は、参考意見として承ります。</p>	無

			<p>いるのか。防衛省・自衛隊において適法な申請を行うことがまず当然の前提ではあるが、総務省においてこれらの訓練ニーズに適切に対応できているのか。</p> <p>素人が騒ぐまでもなく総務省において防衛省・自衛隊と連携してちゃんとやっている、という状態であることを祈っている次第である。</p>		
--	--	--	--	--	--

(注意事項) 提出されたパブリックコメントの区分については、原則として提出された区分に従って分類しています。ただし、特に区分について明示されていないものや、他の区分に入れた方が適切だと思われるものについては、事務局において分類しています。また、いただいた御意見については一部要約するとともに、御意見を分類する上で、分類後の文章において意味が繋がるよう、必要な文章調整を行っています。同様の御意見をまとめ、同一の意見提出者欄に提出者をまとめている場合があります。